

令和4年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究

報告書

令和5年3月

株式会社 日本総合研究所

目次

1. 本調査研究の概要	1
1.1 調査研究の背景・目的	1
1.2 調査の方法	2
2. 高齢者向け住まい等におけるケアプラン作成のポイント等に関する普及・啓発	4
2.1 概要	4
2.2 自治体向けセミナー	4
2.3 住まい運営事業者向けセミナー	6
2.4 ケアマネジャー向けワークショップ	8
3. 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施状況等の把握	11
3.1 アンケート調査実施概要	11
3.2 都道府県向けアンケート調査結果	12
3.3 市区町村向けアンケート調査結果	19
4. 自治体における取組事例	46
4.1 概要	46
4.2 具体的な取組事例	46
5. 本調査研究のまとめ	50
5.1 今後の課題の整理	50
5.2 課題を踏まえた今後の取組	51
参考資料 1 都道府県向けアンケート調査票	52
参考資料 2 市区町村向けアンケート調査票	54

1. 本調査研究の概要

1.1 調査研究の背景・目的

サービス付き高齢者向け住宅と住宅型有料老人ホームは、全国で既に 50 万戸を超え(令和 2 年 2 月時点)、高齢者が、介護が必要になっても安心して自分らしく生活できるための住まいとしての役割が大きくなっている。今後もその数は増加することが予想される中、高齢期の「住まい」のより重要な一角を占めることになると考えられる。他方で建物部分と、介護保険サービスが別の契約になっており、「住まい」として、利用者が必要なサービスを必要なだけ選択できる一方で、事業者側は建物部分と介護保険サービスを一体運営するケースが多いため、入居者に対して過剰なサービスが提供される問題が一部ながら指摘されている。

制度上、提供される介護保険サービスは、ケアプランに基づいて提供されている。従って、サービス付き高齢者向け住宅において提供される介護保険サービスが入居者の課題やニーズに応じた適切なものであるかどうかという問題は、作成されているケアプランや、ケアマネジメントのプロセスが適切かという問題と置き換えることもできる。

一部に「過剰なサービス提供」が疑われる事例がある一方で、多くの事業者においては利用者のニーズに沿った適切なケアプランが作成され、適切な運営が行われていると考えられる。こうした事業者が増え、良質なサービス付き高齢者向け住宅が増えていくためには、サービス付き高齢者向け住宅における適切なケアマネジメントのあり方が整理されると同時に、「不適切なケアマネジメント」を是正するためのきっかけが必要となる。

令和 2 年度の本調査研究では、ワーキンググループを組成の上、こうした高齢者向けの住まいにおける「適切なケアマネジメント」に関する検討・議論を行った上で、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームに対して、ケアマネジメントに関する実態調査を行った。

その結果、大部分の高齢者向けの住まいでは、利用者本位のケアマネジメントが行われている一方で、一部に「不適切」といえる運営者都合によるケアマネジメントやサービス提供(運営者都合によるサービス事業所選択や区分支給限度額上限までのサービス提供等)が行われている事実が確認された。また、アンケート結果からは、適切なケアマネジメントを行っているか否かは、入居率は併設する介護保険サービス事業所の人材確保等とも関連性があることが示唆される結果が得られた。

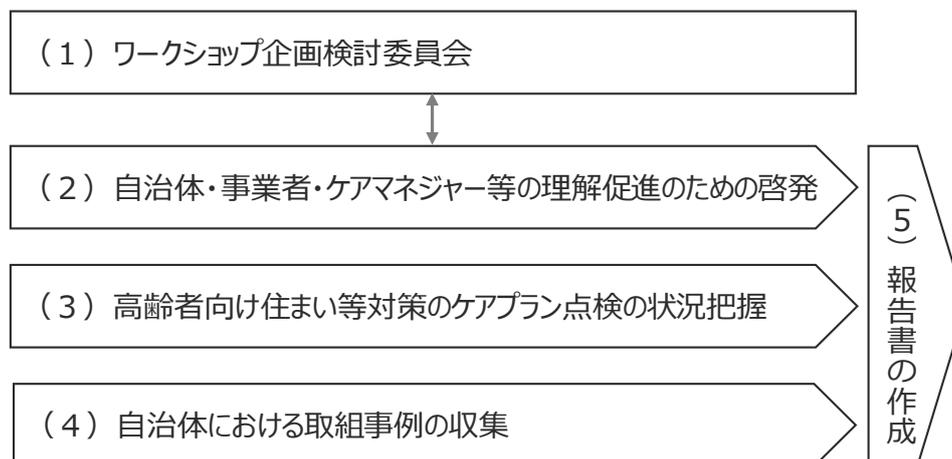
また、上記の結果を踏まえ、令和 3 年度の本調査研究においては、改めてサービス付き高齢者向け住宅等での適正なケアマネジメントについて整理を行いつつ、「不適切なケアマネジメント」事案をどのように是正していくべきかの検討を深め、事業者(居宅介護支援事業所、住まい運営事業所)・消費者(利用者・家族)に対する啓発冊子を作成した。

こうしたこれまでの対応も踏まえつつ、令和 4 年度の本調査研究においては、令和 3 年度に作成した啓発冊子の普及に向けた周知活動等を実施した。また、令和 3 年 10 月より開始されたケアプラン検証の実施状況や取組事例を把握した。

1.2 調査の方法

前述の背景・目的を踏まえ、本調査研究は以下の内容にて検討・整理を進めた。

図表 1 本調査の進め方



(1) ワークショップ企画検討委員会運営

(2)のワークショップを効果的なものとするを目的とし、具体的な企画に関する検討を行うため、ケアマネジメントの実務者・有識者等からなる検討委員会を設置・運営した。

(2) 自治体・事業者・ケアマネジャー等の理解促進のための啓発

「適切なケアプラン作成」に向けて、昨年度成果物の周知も含め、事業者(居宅介護支援事業所・住まい運営事業所)の理解促進のためのセミナーを実施した。自治体・事業者に向けては、「不適切事例」に関する注意喚起や対応に関する啓発・教育セミナーを実施した。また、ケアマネジャー等の現場職員に向けては、現状「高齢者向け住まいにおけるケアプラン作成」に特化した既存の研修会が多くは存在しないことを踏まえ、ケアマネジャーの「学びの機会」を提供しつつ、注意喚起の趣旨も含めた内容のワークショップを実施した。セミナーは対象者別に1回ずつの計2回、ワークショップは全国版と地方版を1回ずつの計2回(詳細は第2章参照)開催した。

(3) 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の状況把握

令和3年度より実施されている高齢者向け住まい等対策のケアプラン検証について、実態把握のためのアンケート調査を実施した。市町村に対し、要件に該当する事業所数や実施件数・内容等を調査した。また、都道府県に対しては、市町村におけるケアプラン点検やケアマネジャー向け法定外研修等の実施状況を踏まえ、指導・啓発等の観点から高齢者向け住まいにおけるケアマネジメントの観点での取組の実施状況や法定外研修等に対する意向等を調査した。

(4) 自治体における取組事例の収集

高齢者向け住まいにおけるケアプラン点検等に先行的に取り組んでいる自治体に対して、取組状況や取組を通じて得られた課題感等についてヒアリング調査を実施した。

(5) 報告書の作成

一連の調査研究の内容について、報告書として整理した。

2. 高齢者向け住まい等におけるケアプラン作成のポイント等に関する普及・啓発

2.1 概要

より多くの関係者に対し、高齢者向け住まい等におけるケアプラン作成に関するポイント等の普及・啓発を図ることを目的として、昨年度作成した冊子「住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におけるケアマネジメントの考え方」等を基に、下記の通りセミナー・ワークショップを開催した。なお、セミナーでの講演資料等については日本総合研究所ホームページ(以下「HP」という。)ⁱにて公開している(動画についても掲載を予定している)。

2.2 自治体向けセミナー

(1) 目的

高齢者向け住まいのケアマネジメントをめぐる問題の解決のための一助として、関連する業務に携わる自治体の職員に向け、高齢者向け住まいにおけるケアマネジメントのあり方・自治体による対応時の視点や留意点・具体的な自治体の取組事例等を共有する。

(2) 開催日時・開催方法

開催日時:令和4年11月29日14時～16時

開催方法:ハイブリッド型(Zoom ウェビナーと現地会場「TKP 新橋カンファレンスセンター」)

(3) 対象者

全国の高齢者向け住まいのケアプラン点検等ケアマネジメントに関する業務に携わる自治体職員、高齢者向け住まいの管理・監督に関する業務に携わる自治体職員

(4) プログラム

・開会

株式会社日本総合研究所

・現状の施策動向

厚生労働省

・高齢者向け住まいのケアプランに関する留意点

株式会社日本総合研究所

・自治体によるケアプラン点検等で求められる視点・留意点

東洋大学ライフデザイン学部准教授 高野龍昭氏

・自治体の取組事例紹介

島根県松江市

ⁱ <https://www.jri.co.jp/seminar/>

・閉会

株式会社日本総合研究所

(5) 参加実績

申込 345 名

※事前申込の実績であり、当日の参加人数とは必ずしも一致しない。

(6) 参加者アンケート調査結果

本セミナーの参加者を対象に、各自治体で実施する取組や課題感等につき、アンケート調査を実施した。アンケート調査の主な回答結果については下記の通り。(なお、自治体の具体的な取組事例については第 4 章も参照のこと)

【高齢者向け住まいのケアマネジメント関連で独自に行っている取組】

- ・ 現場ケアマネジャー向けの研修会を実施
- ・ 令和 3 年 10 月以前からの高齢者向け住まいのケアプラン点検の実施
- ・ パンフレットのウェブサイトへの掲載、ケアプラン点検時での周知
- ・ 居宅介護支援事業所への啓発
- ・ 都道府県・市町村が連携した高齢者向け住まい併設事業所への運営指導

【上記のような取組を開始した背景】

- ・ 厚生労働省からの注意喚起や他自治体で生じている問題に配慮したため
- ・ 利用者及び家族からの意見や問い合わせ、苦情等が増加したため
- ・ 高齢者向けの住まいの数が急増したため
- ・ 定点で行っている調査等で新たな傾向が見られたため(認定者数の伸びや給付費の伸び等)

【上記のような取組を進める上での課題】

- ・ 担当のケアマネジャーへのアプローチだけでは効果が得づらい
- ・ ケアプラン点検後の改善やその後のフォローが困難
- ・ 管轄外の地域(住まいが所在する市町村の近隣市町村)から利用者を集めるといった事業者には対応が困難
- ・ 給付適正化担当と指導担当が異なっているため円滑・効果的な対応が困難
- ・ 職員が不足しており、実施方法の検討・実際の対応に限界があること

【その他】

- ・ 有意義な内容で、大変勉強になった
- ・ 高齢者向け住宅のケアプラン点検の必要性がよく理解できた

- ・ 他都市の事例等を含めて理解でき、自治体の取組を改めて見直すことができた
- ・ 時間と労力に対し、効果が出せていないと感じていたため、事例紹介のように限定した項目を誰にでもできるやり方で試してみるのもよいと感じた

2.3 住まい運営事業者向けセミナー

(1) 目的

高齢者向け住まいのケアマネジメントをめぐる問題の解決のための一助として、住まい運営事業者の経営者に向けて、高齢者住まいにおけるケアマネジメントの役割、経営面への影響等を共有する。

(2) 開催日時・開催方法

開催日時：令和5年3月7日 16時～18時

開催方法：オンライン（Zoom ウェビナー）

(3) 対象者

全国の高齢者向け住まい運営事業者（特に住まいにおけるケアマネジメント・経営戦略に携わる者）

(4) プログラム

・開会

株式会社日本総合研究所

・現状の施策動向

厚生労働省

・高齢者向け住まいのケアプランに関する留意点・ケアマネジメントの経営面への影響

株式会社日本総合研究所

・高齢者向け住まいの経営者が留意すべきケアマネジメントのポイント

東洋大学ライフデザイン学部准教授 高野龍昭 氏

・経営者によるパネルディスカッション

<モデレーター>

株式会社日本総合研究所 高齢社会イノベーショングループ部長 紀伊信之

<パネリスト>

株式会社学研ココファン取締役 木村祐介 氏

株式会社シルバーウッド代表取締役 下河原忠道 氏

東洋大学ライフデザイン学部准教授 高野龍昭 氏

(5) 参加実績

申込 411 名

※事前申込の実績であり、当日の参加人数とは必ずしも一致しない。

(6) 参加者アンケート調査結果

本セミナーの参加者を対象に、アンケート調査を実施した。アンケート調査の主な回答結果については下記の通り。

【入居者に寄り添ったケアマネジメントの実現のため実施していること・工夫・取組等】

- ・ 入居者の日常について、自社の居宅介護支援事業所のケアマネジャーと常に情報を共有している
- ・ 同一法人内に居宅介護支援事業所がないため、外部のケアマネジャーと常に連携を取っている
- ・ ご本人、ご家族がこの先どのような生活を送りたいのか(現在の住まいに住み続けたいのか、住み替えたいのかなど)を定期的に確認している
- ・ 併設サービスの提案だけではなく、自宅で利用していたサービスを継続できるような提案をしている
- ・ 本人ニーズに沿ったケアプランを作成し、自社だけでなく、他事業者とのチームケアを意識している
- ・ 自宅で自立した生活が困難な高齢者の「もう一つの我が家」・「もう一つの家族」として運営している。人生の主役は、入居者であり、できるだけ制限なく自由な生活ができるように支援している

【その他】

- ・ 現状の悩みに即したもので、とても参考になった
- ・ 自信につながる情報を求めて参加したが、それ以上の確信につながった
- ・ ご入居希望者やケアマネに住まいの特色を認知していただくことも必要と感じた
- ・ ケアプランの適正化の必要性がよく理解できた
- ・ 法人としての経営方針を改めて考えさせられた
- ・ 企業として経営が成り立つことと、入居者の思いに沿ったケアを行うことの両輪が揃うことが肝要だと感じた
- ・ 適切なケアをしていながら経営を行うことは簡単ではないが、利用者の生活を重視することが最優先であることを再確認した
- ・ 高齢者とのかかわりで一番重要なポジションにいるのがケアマネジャーであり、その技量・知識・経験が高齢者の生活に大きな影響を及ぼすことを理解した

2.4 ケアマネジャー向けワークショップ

現場のケアマネジャーについては、本事業の論点として掲げている「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成」において特に重要な役割を担うプレーヤーでもあり、またさまざまな関係者との関係性の観点等からも日常のケアマネジメントの場面で難しい対応が求められていると想定される。このため、ケアマネジャーに対しては継続的にこうした理解を促す仕組みが必要という認識の下、本年度は試行的にワークショップを計2回実施しつつ、今後のさらなる展開に向けた検討の一助とすることとした。

ワークショップの企画に当たっては、以下の通り学識経験者、現場経験者等から構成される「ワークショップ企画検討委員会」を設置し、本委員会での議論を踏まえて構成等を決定した。

図表 2 検討委員会での主な実施・検討内容

回	実施日	実施・検討事項
第1回	令和5年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> ◇ ワークショップの対象者像の検討 ◇ ワークショップにおけるプログラム骨子の検討
第2回	令和5年1月31日	◇ ワークショップにおけるプログラム構成の検討

図表 3 ワーキンググループ 委員名簿(50音順・敬称略)

氏名	所属先・役職名
石川 則子	一般社団法人高齢者住宅協会
笠松 信幸	一般社団法人日本介護支援専門員協会 常任理事
高野 龍昭	東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科 生活支援学専攻 准教授
麓 玲子	株式会社シルバーウッド 銀木犀<西新井大師> 所長

(オブザーバー)

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

(1) 目的

高齢者向け住まいのケアマネジメントをめぐる問題の解決のための一助として、現場のケアマネジャーに向け、高齢者向け住まいでのケアマネジメントプロセスにおいて重要な点や気づきづらい

視点などを共有し、高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する日々の疑問・不安等を解消しつつ、高齢者向け住まいのケアマネジメントのあるべき姿を考えていただく機会とする。

(2) 開催日時・開催方法

【全国版】

開催日時:令和5年3月14日14時～16時

開催方法:オンライン(Zoom)

【地方版(松江市において実施)】

開催日時:令和5年3月17日14時～16時

開催方法:オンライン(Zoom)

(3) 対象者

【全国版】

全国の高齢者向け住まいに居住する方のケアプランを担当するケアマネジャー(日本介護支援専門員協会のご協力により対象者を募集)

【地方版】

実施自治体における高齢者向け住まいに居住する方のケアプランを担当するケアマネジャー(実施自治体のご協力により対象者を募集)

(4) プログラム

・開会

株式会社日本総合研究所

・講演(情報提供)

株式会社日本総合研究所

・個人ワーク・グループワーク・発表

参加者

・閉会

株式会社日本総合研究所

(5) 参加実績

全国版:44名、地方版:19名

(6) 参加者アンケート調査結果

本ワークショップの参加者を対象に、各自治体で実施する取組や課題感等につき、アンケート調査を実施した。アンケート調査の主な回答結果については下記の通り。

【感想・要望等】

- ・ 大変貴重な研修であった。今後もこのような研修があれば参加したい
- ・ 演習事例の検討を通じて、他の参加者の考え方が分かり勉強になった
- ・ 他のケアマネジャーと意見交換ができる機会は稀であり、貴重な機会となった
- ・ こうした内容に特化した研修はあまり存在しないが、今回はグループワークでの参加者との意見交換を行う中で新たな発想が生まれ、プランの参考になる内容もあり大変有意義であった
- ・ これまでは違和感があるケアプランについて、その具体的な問題点を明確にできなかったが、他のケアマネジャーの意見を聞いて納得できた。違和感を放置しないことが重要であるということ再認識した
- ・ 高齢者向け住まいに関するケアプラン作成の留意点やケアマネジメントにおける視点について再確認し、自らのプランを振り返ることができた
- ・ 適切なケアマネジメントを行うことで高齢者向け住まいの強みを生かした支援が行えるという希望が持てた
- ・ 適切なプランの作成に当たっては、まずはケアマネジャーの思いが重要。高齢者向け住まいの事業者に向けて、このような共通理解を行う場をこれから増やしていくことが必要と感じた
- ・ 法人全体に問題点があるとすればどのような部分なのか、またどのように改善すれば良いかを考えるきっかけになった

3. 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施状況等の把握

3.1 アンケート調査実施概要

令和3年度より実施されている高齢者向け住まい等対策のケアプラン検証について、実態把握のためのアンケート調査を実施した。市町村に対し、要件に該当する事業所数や提出ケース数・内容等を調査した。また、都道府県に対しては、市町村におけるケアプラン点検やケアマネジャー向け法定外研修等の実施状況を踏まえ、指導・啓発等の観点から高齢者向け住まいにおけるケアマネジメントの観点での取組の実施状況や法定外研修等に対する意向等を調査した。

調査対象	都道府県:有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅担当 市区町村:介護給付適正化事業(ケアプラン点検)担当
調査方法	Web アンケートをメールで配布・回収
調査期間	2023年3月14日～2023年3月29日
回収件数	都道府県:54件 ※複数部署による回答等を認めている 市区町村:662件 ※ケアプラン点検を実施する広域連合による回答含む
主な調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ●都道府県 <ul style="list-style-type: none"> ・市区町村におけるケアプラン点検実施に関する支援 ・市区町村におけるケアプラン点検結果を踏まえた指導の有無 ・高齢者向け住まいにおけるケアマネジメントに関する取組 ●市区町村 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施状況 ・居宅介護支援事業所の抽出にあたり設定した要件、件数 ・ケアプラン選定の観点、実施件数 ・実施結果の傾向 ・居宅介護支援事業所へのフィードバック方法 ・実地指導を行った件数 ・ケアプラン点検実施の課題 ・国保連適正化帳票の活用状況 ・都道府県との連携状況 ・市区町村間の連携状況 ・ケアプラン点検の場、組織、方法 ●都道府県・市区町村共通 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者向け住まいのケアマネジメント普及に向けた施策 ・高齢者向け住まいに関連する法定外研修の実施状況

3.2 都道府県向けアンケート調査結果

(1) 市町村による高齢者向け住まいのケアプラン点検の動向を踏まえた対応状況等

● 市町村に対する支援内容

市町村による高齢者向け住まいのケアプラン点検にあたり、市町村に対してはどのような支援を行っていますか。(n=53、複数選択)

「特に支援は行っていない」が36件(66.7%)、「高齢者向け住まいの入居者情報・契約状況等に関する情報提供」が9件(16.7%)、「その他」が8件(14.8%)であった。

図表 4 市町村に対する支援内容

No.	カテゴリ名	n	%
1	高齢者向け住まいの入居者情報・契約状況等に関する情報提供	9	16.7%
2	指導時に同行する等の実際の啓発・指導時における連携	2	3.7%
3	その他	8	14.8%
4	特に支援は行っていない	36	66.7%
5	無回答	1	1.9%

<その他の支援内容(抜粋)>

【ケアプラン点検実施に対する支援等】

- ・ 高齢者向け住まい対象ではないが、ケアプラン点検全体の支援として保険者を対象にケアプラン点検の研修及びケアプラン点検のアドバイザー派遣を行っている。
- ・ 市町村職員を対象とした介護給付適正化研修会において、市町村が高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検を実施する際に役立つ国保連合会給付適正化システムの帳票について説明している。
- ・ 自立支援・重度化防止の観点からのケアプラン点検アドバイザーを市町に派遣しており、その際にサ高住のプランが、アドバイス対象として市町から提示されれば、アドバイスをを行っている。

【高齢者向け住まいに関する情報提供等】

- ・ 併設介護保険事業所に関する情報提供。
- ・ 毎月11日時点の有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅情報の一覧を提供、県HPにより周知。

● ケアプラン点検を踏まえた指導実績

市町村による高齢者向け住まいのケアプラン点検の結果を受けて、高齢者向け住まいに対し指導を行った実績はありますか。(n=54、1つ選択)

「特に実績はない」が 52 件(96.3%)、「実績がある」が1件(1.9%)であった。

図表 5 ケアプラン点検を踏まえた指導実績

No.	カテゴリ名	n	%
1	特に実績はない	52	96.3%
2	実績がある	1	1.9%
3	無回答	1	1.9%

● 高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する取組内容

高齢者向け住まいのケアプラン点検以外に、高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する取組内容があれば教えてください。(n=54、複数選択)

「特段の取組みは行っていない」が 48 件(88.9%)、「高齢者向け住まい運営事業所への運営上の留意点等に関する情報発信」が 6 件(11.1%)、「その他」が 22 件(3.7%)であった。

図表 6 高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する取組内容

No.	カテゴリ名	n	%
1	高齢者向け住まい運営事業所向けの研修会	1	1.9%
2	高齢者向け住まい運営事業所への運営上の留意点等に関する情報発信	6	11.1%
3	その他	2	3.7%
4	特段の取組みは行っていない	48	88.9%
5	無回答	0	0.0%

● 国に求める支援

高齢者向け住まいの運営を、ケアマネジメント等含め利用者目線でより良いものとしていくため、国に求める支援などがあれば教えてください。(自由記述)

<主な意見(抜粋)>

【研修等の実施】

- ・ ブロック又は県単位で居宅介護支援事業所に対して研修を行う。
- ・ 居宅介護支援事業所ではなく、施設ケアマネに特化した情報発信や研修などの実施。
- ・ 県の立場から事業所・市町村支援のあり方や実例を学ぶ機会を増やす。
- ・ 国主催の研修会の開催。

【指導権限の強化、高齢者向け住まいに対する罰則等に関する制度改正】

- ・ 高齢者向け住まいの運営については、国の示す設置運営標準指導指針を基に指導監督を行っているが、指針のため指導に限界がある。指導権限を強化できるような制度化を行っていただきたい。
- ・ 高齢者向け住まいへの入居の条件に、デイサービス等の介護サービス利用を付している施設が見受けられる。それを強制してはいけない、また、必要以上のプランを強いてはならないという罰則を規定してほしい。また、在宅サービスとして利用されているが介護施設としての意味合いが強くなってきているように感じるので細分化できたらと思う。

【基準等の明確化】

- ・ 都道府県をまたがって居宅介護支援サービスを展開する居宅介護支援事業所に対し、関係する都道府県や市町村が指導を行うことが難しいため、この場合の対処方針を示してほしい。
- ・ 同一法人の居宅や訪問は不可にするなど、基準を決めた方がよい。
- ・ 事業内容が「施設運営」「介護給付適正化事業(ケアプラン点検)」「法定外研修(介護支援専門員)」と横断的で、どこで所管するか不明瞭のため、明確にしてほしい。

● 適切な高齢者向け住まいのケアマネジメントの普及に向けた効果的な施策

適切な高齢者向け住まいのケアマネジメントを普及するためには、どのような対応が効果的と思われますか。それぞれの対応につき、どの程度有効と考えるか教えてください。（それぞれ1つ選択）

「ケアマネジャー向けの研修会・勉強会」が有効である割合（「大変有効である」と「まあ有効である」の合計）が 48 件（88.9%）、「ケアプラン点検の実施・指導」が 46 件（85.2%）、「住まい運営事業者（経営者）向けのセミナー等」が 41 件（75.9%）であった。

図表 7 適切な高齢者向け住まいのケアマネジメントの普及に向けた効果的な施策

	n	大変有効である	まあ有効である	あまり有効でない	全く有効でない	無回答	「大変有効である」 + 「まあ有効である」の割合
1 ケアプラン点検の実施・指導	54	44.4%	40.7%	11.1%	0.0%	3.7%	85.2%
2 ケアマネジャー向けの研修会・勉強会	54	37.0%	51.9%	7.4%	0.0%	3.7%	88.9%
3 住まい運営事業者（経営者）向けのセミナー等	54	33.3%	42.6%	16.7%	1.9%	5.6%	75.9%
4 住民（利用者・家族など）向けのセミナー等	54	22.2%	44.4%	24.1%	5.6%	3.7%	66.7%
5 ソーシャルワーカー向けのセミナー等	54	18.5%	51.9%	22.2%	3.7%	3.7%	70.4%
6 紹介事業者へのセミナー等	54	16.7%	46.3%	27.8%	5.6%	3.7%	63.0%

(2) 法定外研修への位置付け希望等

● 既存の法定外研修等の活用の可能性

「高齢者向け住まいの適切なケアマネジメント」に特化した研修を法定外研修に位置付けるとした際に、貴自治体において当該研修を追加できる既存の研修はありますか。具体的にはどのような研修ですか。(n=54、複数選択)

「法定外研修として位置付けられそうな既存の研修はない」が39件(72.2%)、「一般的なケアマネジメントに関する研修」が11件(20.4%)、「その他」が4件(7.4%)であった。

図表 8 既存の法定外研修等の活用の可能性

No.	カテゴリ名	n	%
1	一般的なケアマネジメントに関する研修	11	20.4%
2	高齢者向け住まいのケアマネジメントに特化した研修	1	1.9%
3	その他	4	7.4%
4	法定外研修として位置付けられそうな既存の研修はない	39	72.2%
5	無回答	0	0.0%

<その他の既存の研修等>

- ・ 市町村向けに実施しているケアプラン点検についての研修
- ・ 有料老人ホーム事業者向け集団指導
- ・ 有料老人ホーム等事業者への集団説明会

● 法定外研修等の企画・運営への関わり

前問に関連し、貴自治体での法定外研修はどの程度自治体主導で企画・運営していますか。以下の中から最も近いものを選んでください。(n=54、複数選択)

「法定外研修を実施していない」が 30 件(55.6%)、「企画から運営まで職能団体等に委託して実施している研修が多い」が 7 件(13.0%)、「研修により企画・運営の主体は様々である」が 7 件(13.0%)であった。

図表 9 法定外研修等の企画・運営への関わり

No.	カテゴリ名	n	%
1	企画から運営まで自治体において実施している研修が多い	6	11.1%
2	企画は自治体で実施し、運用は職能団体等に委託して実施している研修が多い	4	7.4%
3	企画から運営まで職能団体等に委託して実施している研修が多い	7	13.0%
4	研修により企画・運営の主体は様々である	7	13.0%
5	法定外研修を実施していない	30	55.6%
6	無回答	0	0.0%

<研修の企画・運営主体の具体例>

- ・ 介護支援専門員連絡協議会、居宅介護支援事業所専門部会
- ・ 県、職能団体、市町(地域包括支援センター)
- ・ BCP 研修を業者へ委託
- ・ 自治体主導で企画運営:居宅介護新事業所集団指導、介護支援専門員研修会(介護給付適正化事業) / 地域包括支援センター主導で企画運営:介護支援専門員研修会

● 法定外研修への位置付けにあたっての課題

法定外研修への位置付けにあたって、課題と感じられることがあれば教えてください。(自由記述)

【ニーズ等の把握】

- ・ 有料やサ高住等入居者に特化した研修とした際、受講対象者数や研修に対するニーズ、実施必要性が現時点では不明。
- ・ 本県では法定外研修として、一般的なケアマネジメントに関する研修を実施しており、高齢者向け住まいに関するケアマネジメントのように対象が絞られる研修を組み込むことは難しいと考えられる。

【研修実施体制の確保】

- ・ 自治体職員では専門性の高い内容で研修を実施することは難しい。
- ・ 出席の確認や修了証の発行が可能であることが前提となる。

【その他】

- ・ 先進事例など参考となる取組の情報を把握するのが難しい。
- ・ 本テーマについては、法定研修とした方が強制力はあると思う。
- ・ 研修を行ったからといって何かが直るわけではない。事業者から法令上認められていないわけではないといわれてしまえば、それまでである。サ高住などの基準を変えた方が適正化につながると思う。

3.3 市区町村向けアンケート調査結果

(1) 回答自治体の基本属性

● 高齢化率

貴自治体の高齢化率(小数点第2位を四捨五入した数字)を教えてください。(n=662、1つ選択)

「25.0%～29.9%」が154件(23.3%)、「30.0%以上 34.9%未満」が153件(23.1%)、「40.0%～」が143件(21.6%)であった。

図表 10 高齢化率

No.	カテゴリ名	n	%
1	～19.9%	16	2.4%
2	20.0%～24.9%	68	10.3%
3	25.0%～29.9%	154	23.3%
4	30.0%以上34.9%未満	153	23.1%
5	35.0%以上39.9%	126	19.0%
6	40.0%～	143	21.6%
7	無回答	2	0.3%

● 高齢者数

貴自治体の高齢者数を教えてください。(n=662、1つ選択)

「10,000～49,999人」が275件(41.5%)、「1,000～9,999人」が263件(39.7%)、「50,000～99,999人」が60件(9.1%)であった。

図表 11 高齢者数

No.	カテゴリ名	n	%
1	～999人	18	2.7%
2	1,000～9,999人	263	39.7%
3	10,000～49,999人	275	41.5%
4	50,000～99,999人	60	9.1%
5	100,000人～	44	6.6%
6	無回答	2	0.3%

● 要介護・要支援認定率

貴自治体の要介護・要支援認定率(小数点第2位を四捨五入した数字)を教えてください。(n=662、1つ選択)

「15.0%～19.9%」が408件(61.6%)、「20.0%～24.9%」が159件(24.0%)、「10.0%～14.9%」が66件(10.0%)であった。

図表 12 要介護・要支援認定率

No.	カテゴリ名	n	%
1	～4.9%	6	0.9%
2	5.0%～9.9%	13	2.0%
3	10.0%～14.9%	66	10.0%
4	15.0%～19.9%	408	61.6%
5	20.0%～24.9%	159	24.0%
6	25.0%～	8	1.2%
7	無回答	2	0.3%

● 要介護認定者数

貴自治体の要介護認定者数を教えてください。(n=662、1つ選択)

「1,000人未満」が189件(28.5%)、「1,000人以上2,500人未満」が155件(23.4%)、「2,500人以上5,000人未満」が146件(22.1%)であった。

図表 13 要介護認定者数

No.	カテゴリ名	n	%
1	1,000人未満	189	28.5%
2	1,000人以上2,500人未満	155	23.4%
3	2,500人以上5,000人未満	146	22.1%
4	5,000人以上7,500人未満	51	7.7%
5	7,500人以上10,000人未満	29	4.4%
6	10,000人以上	90	13.6%
7	無回答	2	0.3%

● 高齢者向け住まいの件数

ケアプラン点検の対象となる管内のサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームの合計数を教えてください(令和4年4月1日時点)。(n=662、1つ選択)

「1~10」が275件(41.5%)、「0」が169件(25.5%)、「11~50」が133件(20.1%)であった。

図表 14 高齢者向け住まいの件数

No.	カテゴリ名	n	%
1	0	169	25.5%
2	1~10	275	41.5%
3	11~50	133	20.1%
4	51~100	31	4.7%
5	101~300	21	3.2%
6	301~	1	0.2%
7	無回答	32	4.8%

(2) 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施状況

● 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施の有無

高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は実施(着手)していますか。(n=662、1つ選択)

「はい」が159件(24.0%)、「いいえ」が498件(75.2%)であった。

図表 15 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施の有無

No.	カテゴリ名	n	%
1	はい	159	24.0%
2	いいえ	498	75.2%
3	無回答	5	0.8%

● 抽出要件

居宅介護支援事業所の抽出にあたり設定した要件を教えてください。(n=159、1つ選択)

「区分支給限度基準額の利用割合および利用サービス種類・その利用割合」が68件(42.8%)、「その他」が58件(36.5%)、「区分支給限度基準額の利用割合のみ(利用サービスは問わない)」が33件(20.8%)であった。

図表 16 抽出要件

No.	カテゴリ名	n	%
1	区分支給限度基準額の利用割合のみ (利用サービスは問わない)	33	20.8%
2	区分支給限度基準額の利用割合および 利用サービス種類・その利用割合	68	42.8%
3	その他	58	36.5%
4	無回答	0	0.0%

<その他具体的な抽出方法や抽出に活用している情報等>

【事業所単位での抽出】

- ・ 3年サイクルで全事業所のケアプラン点検を実施しており、その居宅でサ高住入居者の方を抽出
- ・ 市内居宅介護支援事業所、小規模多機能型居宅介護、介護付有料老人ホームの全事業所を3か年に分けて点検している
- ・ 居宅介護支援事業所の実地指導と併せて6か年計画で事業所を選定している。毎年10事業所程度選定し、かつ各事業所2～3ケアプラン選定している
- ・ サービス付き高齢者賃貸住宅等同一法人の居宅支援事業所
- ・ 該当事業所に所属する介護支援専門員の半数に実施
- ・ 市内の高齢者向け住まいごとに、その住まいの居住者を多く担当している居宅介護支援事業所
- ・ 市内の居宅介護支援事業所に高齢者向け住まい等に居住する者のケアプランをすべて提出するよう依頼
- ・ 指定更新を迎える事業所、又は新任のケアマネジャーが在籍する事業所

【利用者の属性等による抽出】

- ・ サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームに居住している利用者すべて
- ・ 住民票を高齢者向け住まいに移している方や高齢者向け住まいを運営している法人が運営している居宅介護支援事業所の利用者を抽出した
- ・ 新規に介護保険サービスを利用する方のプラン、更新時のプラン(1人につき1回のみ)
- ・ 新規設置の高齢者住まいに入居する対象者すべて

【ケアプランにおける利用サービス種類・利用割合等による抽出】

- ・ 医療系サービス比率
- ・ ケアプラン作成をしている事業所すべてのうち、サービス利用が訪問介護・通所介護・福祉用具貸与に限定されているプラン
- ・ サービス担当者会議において軽度者に係る福祉用具貸与が認められた被保険者のケアプラン
- ・ あらかじめ点検条件を、有料老人ホーム等の高齢者向け住まいに居住している者で、訪問介護サービスの深夜加算が算定されているケースに限定し抽出
- ・ 給付実績から、同一建物減算を多く算定している利用者、該当の住まい等と同じ法人が経営する通所介護を多く利用している利用者
- ・ 区分支給限度基準額に対する割合、サービス提供日数及び回数(前月比較)、要介護度の悪化、訪問リハと通所リハの併用、生活援助中心型サービスの利用回数、口腔機能向上加算算定、同一建物減算算定など
- ・ 区分支給限度基準額の利用割合が7割及び福祉用具貸与を利用している(割合は設定していない)
- ・ 原則として区分支給限度基準額70%以上かつ通所介護・訪問介護の利用割合60%以上として

いるが、該当なしのため、随時設定要件を変更している

- ・ 限度額利用率が100%超過、利用サービスの種類など
- ・ 国保連介護給付適正化システムの帳票(同一・近似サービス計画事業所一覧表、居宅介護支援請求状況一覧表など)にて選出した
- ・ 施設併設のサービス事業所を利用しているもののうち無作為抽出
- ・ 受給者別給付状況一覧表・支給限度額一定割合超支援事業所における対象サービス利用者一覧表(明細表)
- ・ 特定事業所集中減算
- ・ 認定調査情報
- ・ 訪問介護の回数が月に60回以上など、給付適正化システムで警告の対象とされたもの
- ・ 別の介護給付適正化システムを用いて条件抽出を行っている。例えば、「不必要と思われる福祉用具貸与」や「記録等の書面を要する加算各種の算定」を行っているケアプラン等を点検の対象としている。(さまざまな項目のなかで1も含まれる)
- ・ 要介護認定者のうち個別地域ケア会議に提出された事例
- ・ 利用単位数が前月と比較して急増したもの

● 抽出要件の詳細、設定したサービス種類

(前問で「区分支給限度基準額の利用割合および利用サービス種類・その利用割合」を選択した場合) 居宅介護支援事業所の抽出にあたり設定した要件の詳細(利用割合、利用サービス)を教えてください。(n=68、複数選択)

抽出要件の設定については、「区分支給限度基準額の利用割合77割かつサービス利用割合6割」を中心に、抽出要件を独自に調整している状況がうかがえる。

図表 17 抽出要件とした利用割合

		利用サービスの割合 (単位: 割)								総計
		0	3	4	5	6	7	8	9	
区 分 支 給 限 度 基 準 額 の 利 用 割 合 (単 位 : 割 の 利	5		1							1
	6			1	2	1	2			6
	7	1				48	1	1		51
	8						1	4		5
	9							1	2	3
	10							1	1	2
	総計		1	1	1	2	49	4	7	3

また、抽出要件として設定したサービス種類については、「訪問介護」が 61 件(89.7%)、「通所介護」が 20 件(29.4%)、「訪問リハビリテーション」が 2.9%、「訪問リハビリテーション」及び「福祉用具貸与」がそれぞれ 2 件(2.9%)であった。

図表 18 抽出要件として設定したサービス種類

No.	カテゴリ名	n	%
1	訪問介護	61	89.7%
2	訪問入浴介護	1	1.5%
3	訪問看護	1	1.5%
4	訪問リハビリテーション	2	2.9%
5	通所介護	20	29.4%
6	通所リハビリテーション	1	1.5%
7	福祉用具貸与	2	2.9%
8	短期入所生活介護	1	1.5%
9	短期入所療養介護	0	0.0%
10	特定施設入居者生活介護（短期利用に限る）	0	0.0%
11	定期巡回・随時対応サービス	1	1.5%
12	夜間対応型訪問介護	0	0.0%
13	認知症対応型通所介護	0	0.0%
14	小規模多機能型居宅介護	0	0.0%
15	認知症対応型共同生活介護（短期利用に限る）	0	0.0%
16	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0.0%
17	複合型サービス	0	0.0%

- 介護給付適正化システム帳票の活用状況

居宅介護支援事業所の抽出にあたり国民健康保険団体連合会が運用する介護給付適正化システムの帳票を活用していますか。(n=159、1つ選択)

「利用している」が 109 件 (68.6%)、「利用していない」が 48 件 (30.2%)であった。

図表 19 介護給付適正化システム帳票の活用状況

No.	カテゴリ名	n	%
1	利用している	109	68.6%
2	利用していない	48	30.2%
3	無回答	2	1.3%

- 抽出された事業所件数

前問の要件により抽出された事業所数(調査回答時までの累計)を教えてください。(n=159、1つ選択)

「1~5」が 83 件 (52.2%)、「11~20」が 20 件 (12.6%)、「6~10」が 16 件 (10.1%)であった。

図表 20 抽出された事業所件数

No.	カテゴリ名	n	%
1	1~5	83	52.2%
2	6~10	16	10.1%
3	11~20	20	12.6%
4	21~30	11	6.9%
5	31~40	8	5.0%
6	41~50	1	0.6%
7	51~	12	7.5%
8	無回答	8	5.0%

- 抽出されたケアプラン件数

前問の要件により抽出されたケアプラン件数(調査回答時までの累計)を教えてください。(n=159、1つ選択)

「1～10」が 59 件(37.1%)、「201～」が 24 件(15.1%)、「11～30」が 20 件(12.6%)であった。

図表 21 抽出されたケアプラン件数

No.	カテゴリ名	n	%
1	1～10	59	37.1%
2	11～30	20	12.6%
3	31～50	14	8.8%
4	51～100	15	9.4%
5	101～200	12	7.5%
6	201～	24	15.1%
7	無回答	15	9.4%

● 点検対象の選定基準

抽出された事業所・ケアプランから、更に点検の対象として選定した際の基準について、当てはまるものを全てお選びください。(n=159、複数選択)

「その他」が 68 件(42.8%)、「要介護度ごとに最も訪問介護サービスの利用割合が高いプラン」が 41 件(25.8%)、「各居宅介護支援事業所からランダムに一定数抽出」が 31 件(19.5%)であった。

図表 22 点検対象の選定基準

No.	カテゴリ名	n	%
1	要介護度ごとに最も訪問介護サービスの利用割合が高いプラン	41	25.8%
2	訪問系サービスのみを利用しているプラン	11	6.9%
3	医療ニーズの高い方のプラン	10	6.3%
4	介護度等の状態が悪化したプラン	6	3.8%
5	介護度等の状態が改善したプラン	6	3.8%
6	経験1年未満の介護支援専門員が作成したプラン	9	5.7%
7	各居宅介護支援事業所からランダムに一定数抽出	31	19.5%
8	全てのケアプランからランダムに一定数抽出	16	10.1%
9	その他	68	42.8%

<その他の選定基準>

【利用者の属性等による選定】

- ・ 介護度、年齢が比較的到低い者
- ・ 介護度が低く、給付率が高いプラン
- ・ サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームに居住している利用者全ケース

【事業所単位での選定】

- ・ 3年サイクルで全事業所のケアプラン点検を実施しており、その居宅でサ高住入居者を抽出
- ・ 該当者の多い居宅介護支援事業所を選定
- ・ 居宅支援事業所に偏りがないよう抽出
- ・ 各居宅介護支援事業書から介護支援専門員を指名し、作成したプランのなかで有料・サ高住入居者がいれば優先的に選定
- ・ 対象事業所ごとに要介護1から要介護5各1件ずつ

- ・ 事業所ごとにケアプランチェックによる負担が分散されるよう考慮して抽出している。
- ・ 事業所の特性に沿った確認すべきポイント・指摘すべき内容にかかわりそうなプランについて、給付実績を見て担当者が抽出している。(訪問介護の必要性、前回指摘のプラン等)

【ケアプランにおける利用サービス種類・利用割合等による選定】

- ・ 高齢者向け住まい等と同一法人のサービスを位置付けているケアプラン
- ・ サービス付き高齢者向け住宅等に併設するサービス事業所を利用しているプラン
- ・ 通所介護・訪問介護・福祉用具貸与に限定しているプラン
- ・ 「車いす」「特殊寝台」などを利用している軽度者(要介護 1)、「車いす」を複数貸与している利用者(全介護度)
- ・ 通所介護サービスの利用割合が高いケアプラン
- ・ 訪問介護サービスの利用割合が高いプラン
- ・ 訪問介護サービスや通所介護サービスの利用割合が高いプランを抽出
- ・ 訪問介護の利用回数が多く独居生活、サービス付き高齢者住宅に入居している。併設型のデイサービスの利用が多い等の基準で選定
- ・ 要介護 1, 2 で単一サービスが区分支給限度額の 8 割を超えるプラン
- ・ 要介護 1 の利用者(改善の見込みが高く、自身で可能な取組も多いと考えられるため)
- ・ 要介護 2 か 3 で、複数サービスを利用しているプラン
- ・ 要介護度 1, 2 くらいで限度額ぎりぎりまでサービスを利用しているプラン
- ・ 要介護度ごとに区分支給限度基準額の利用割合が高いプラン
- ・ 区分支給限度基準の利用割合が高いかた、訪問介護の生活援助を週 2 回以上利用しているかた、訪問介護を毎日利用しているかたなど
- ・ 利用率のほか、要介護 1, 2 で自立支援の計画となっているか。
- ・ サ高住の方で、訪問・通所介護サービスの利用割合が6割以上
- ・ 支給限度額一定割合超(計画値が支給限度額の 7 割以上)
- ・ 区分支給限度基準額の利用割合が 80%以上
- ・ 区分支給限度額基準の利用割合が 8 割以上のうち最も高いもの
- ・ 区分支給限度額に対する計画率が高く、各介護支援専門員が作成したケアプランで 1 番高いもの
- ・ 区分支給限度額利用割合が 8~9割以上かつ住宅型有料老人ホーム等に入居しており、介入サービス種別が 1~2 種類のプラン
- ・ 直近 3 年間のなかで点検対象となったことがない事業所で、かつ区分支給限度基準額に対する計画率が 8 割以上である利用者のプランの作成者及び訪問回数の多いケアプラン

● ケアプラン点検の実施件数

実際に点検を行ったケアプランの件数(調査回答時までの累計)を教えてください。(n=159、1つ選択)

「1～10」が 88 件(55.3%)、「11～30」が 31 件(19.5%)、「51～」が 27 件(17.0%)であった。

図表 23 ケアプラン点検の実施件数

No.	カテゴリ名	n	%
1	1～10	88	55.3%
2	11～30	31	19.5%
3	31～50	7	4.4%
4	51～	27	17.0%
5	無回答	6	3.8%

● 改善すべきケアプランの傾向

点検の結果、改善すべきとしてフィードバックや実地指導を行ったケアプランはどのようなもの多かったですとお考えですか。(n=159、複数選択)

「個別性の欠如:利用者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっていると思われた」が 95 件(59.7%)、「過剰なサービス:利用者の意向や状態を考慮せず、アセスメントからは必要性が見出せない住まい事業者と同一法人によるサービスを、ケアプランに設定していると思われた」が 72 件(45.3%)、「その他」が 40 件(25.2%)であった。

図表 24 改善すべきケアプランの傾向

No.	カテゴリ名	n	%
1	個別性の欠如:利用者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっていると思われた	95	59.7%
2	過剰なサービス:利用者の意向や状態を考慮せず、アセスメントからは必要性が見出せない住まい事業者と同一法人によるサービスを、ケアプランに設定していると思われた	72	45.3%
3	サービスの不足:本人の希望するサービスや客観的に必要性の高いと考えられるサービスがケアプランに組み込まれていない、あるいは検討自体なされていないと思われた	31	19.5%
4	事業所選択の権利侵害の懸念:住まいと同一法人が提供するサービスの利用を、合理的な理由もなく、また利用者の意向も踏まえずに利用者に求めていると思われた	38	23.9%
5	ケアマネジメントサイクルの問題:ケアプランの見直しが法定のタイミング(認定更新時や区分変更時)以外では、ほとんど行われていないと思われた	32	20.1%
6	その他	40	25.2%

<その他の傾向>

【アセスメント等の不足】

- ・ アセスメント、支援経過が、一部分かりにくい
- ・ アセスメントが薄い。全体的に業務に追われ書類作成事務が後回しとなっていると思われる。
- ・ アセスメント等個別性を考慮しケアプランは作成されていたが、課題分析の掘り下げがもう1歩必要と思われた
- ・ アセスメント不足、ケアプランに位置付けのないサービスの提供
- ・ 目標の達成度及び目標設定の適切さについて評価がされないまま、プラン継続の判断がされていると思われた

【ケアプランの記載方法等】

- ・ インフォーマルサービスの明記がない、短期目標と長期目標が同じものがあつた

- ・ ケアプランに位置付けているサービスの利用実績が確認できないものがあり、適切なケアマネジメントがなされているか確認が必要であると思われるものがあった
- ・ ケアプランに記載する目標や援助内容をより具体的に記載できたらよいことをフィードバックとして伝えたケースが多かった
- ・ ケアプランの記載方法の見直し
- ・ ケアプランの書き方に多く課題が見られた。特に利用者本人の状態やニーズについての記述が不足しており、より分かりやすいケアプランとするにはどう記述すればよいか、等のアドバイスが多かった
- ・ 住まいが提供するサービスと同一法人が提供するサービスを介護支援専門員自身が区別できていない
- ・ 訪問介護と施設職員の役割の区別が不明確であるものが多い
- ・ 指摘事項は通常のケアプラン点検とほぼ同様の内容が多い

【利用サービスの妥当性等】

- ・ サ高住等の方針やルールで、居宅療養管理指導などのサービスを利用することが契約時の条件として固定化されている
- ・ プランの見直しや担当者会議実施があったことについての記録抜け、必要性の薄いサービスが組み込まれていた
- ・ 利用者及び利用者家族の過剰要求によるサービスの利用
- ・ 自費サービス(訪問・福祉用具貸与)で入っているが、市に届け出があり、認められれば給付対象となるケースがあった
- ・ 福祉用具のレンタルの妥当性、提出書類の内容不足
- ・ 徘徊感知器を貸与しているが、アセスメントには認知症であることが記載されておらず、住まい等の職員の業務軽減のためにサービスを利用していると思われた

● フィードバックの方法

点検結果のフィードバックはどのように行いましたか。具体的な方法を教えてください。(n=159、1つ選択)

「抽出された事業者に対し、当該事業者が提出した全てのケアプランについて、個別に点検結果をお伝えした」が 71 件(44.7%)、「抽出された事業者に対し、当該事業者が提出したケアプランについて全般的な傾向をお伝えし、併せて特定のケアプランについて個別の点検結果をお伝えした」が 44 件(27.7%)、「その他」が 18 件(11.3%)であった。

図表 25 フィードバックの方法

No.	カテゴリ名	n	%
1	抽出された事業者に対し、当該事業者が提出したケアプランについて全般的な傾向をお伝えした	16	10.1%
2	抽出された事業者に対し、当該事業者が提出したケアプランについて全般的な傾向をお伝えし、併せて特定のケアプランについて個別の点検結果をお伝えした	44	27.7%
3	抽出された事業者に対し、当該事業者が提出した全てのケアプランについて、個別に点検結果をお伝えした	71	44.7%
4	その他	18	11.3%
5	無回答	10	6.3%

● 居宅介護支援事業所への実施指導の実施件数

点検の結果、居宅介護支援事業所に対し指導を行うに至った件数(実際に行った実地指導の件数)を教えてください。(n=159、1つ選択)

「0」が 130 件(81.8%)、「1~5」が 18 件(11.3%)、「11~」が 3 件(1.9%)であった。

図表 26 居宅介護支援事業所への実施指導の実施件数

No.	カテゴリ名	n	%
1	0	130	81.8%
2	1~5	18	11.3%
3	6~10	1	0.6%
4	11~	3	1.9%
5	無回答	7	4.4%

● 介護サービス提供事業所への実施指導の実施件数

点検の結果、居宅介護支援事業所を除く介護サービス提供事業所に対し指導を行うに至った件数（実際に行った実地指導の件数）を教えてください。（n=159、1つ選択）

「0」が 147 件（92.5%）、「1～5」が 5 件（3.1%）、「11～」が 1 件（0.6%）であった。

図表 27 介護サービス提供事業所への実施指導の実施件数

No.	カテゴリ名	n	%
1	0	147	92.5%
2	1～5	5	3.1%
3	6～10	0	0.0%
4	11～	1	0.6%
5	無回答	6	3.8%

● ケアプラン改善状況の確認方法

フィードバック・指導等の結果、当該ケアプランがどのように変化したか等のフォローはどのように行っていますか。（n=159、複数選択）

「特にフォローは行っていない」が 83 件（52.2%）、「その他」が 34 件（21.4%）、「ケアプランの変更等の対応について該当事業所に報告をお願いしている」が 25 件（15.7%）であった。

図表 28 ケアプラン改善状況の確認方法

No.	カテゴリ名	n	%
1	ケアプランの変更等の対応について該当事業所に報告をお願いしている	25	15.7%
2	一定期間経過後に、ケアプランの変更があったかどうか等について該当事業所に確認している	13	8.2%
3	その他	34	21.4%
4	特にフォローは行っていない	83	52.2%

● ケアプランが変更されたことによる変化

前問に関連し、ケアプランが変更されたことによる変化(区分支給限度基準額の利用割合の変化、適正化額等)が把握されていれば、可能な範囲で教えてください。(自由記述)

- ・ ケアプランが変更された場合でも、サービスの内容が変更されることはほとんどない。
- ・ ケアプランの見直しを提案したが、プラン内容の変更に至っていない。
- ・ 少なくとも、指摘したケアプランについては改善が認められた。ケアマネジャーの意識改善や能力向上につながったかどうかは、今後の運営指導やケアプランチェックで確認していきたい。
- ・ 目的の設定・必要性の記載などについての指摘がプランに反映されていた。サービスに変更はなかった。
- ・ 利用者個々の意向や課題を考慮したものに改善されたが、区分支給限度額の利用割合等の変化は認められ難い。
- ・ ケアプランの見直しが行われた結果、社会資源の活用が促進され、適正な給付につながった。
- ・ 同一法人以外の利用が増えた。
- ・ 訪問介護より通所介護の必要性が確認されたため、サービスの変更がなされた。

● ケアプラン点検実施に当たっての都道府県との連携状況

高齢者向け住まいのケアプラン点検にあたり、都道府県とはどのような連携を行っていますか。当てはまるものを全てお選びください。(n=159、複数選択)

「特に連携は行っていない」が 96 件(60.4%)、「都道府県におけるケアプラン点検に特化した研修会に参加している」が 37 件(23.3%)、「都道府県が作成したチェックリスト、マニュアル等を活用している」が 12 件(7.5%)であった。

図表 29 ケアプラン点検実施に当たっての都道府県との連携状況

No.	カテゴリ名	n	%
1	高齢者向け住まいの入居者情報・契約状況等に関する情報共有をしてもらっている	9	5.7%
2	高齢者向け住まいへの苦情や指導状況などを情報共有してもらっている	5	3.1%
3	指導時に助言・同行してもら(または専門家派遣)等の実際の啓発・指導時における連携をしている	3	1.9%
4	都道府県におけるケアプラン点検に特化した研修会に参加している	37	23.3%
5	都道府県が作成したチェックリスト、マニュアル等を活用している	12	7.5%
6	その他	9	5.7%
7	特に連携は行っていない	96	60.4%

● 都道府県に求める支援等

ケアプラン点検を適切に進めるに当たって、都道府県に対して要望する支援等がありますか。(自由記述)

【市町村に対する情報提供、市町村との連携体制の構築】

- ・ 高齢者向け住まいの入居者情報提供してほしい。※本市では、認定調査や同一建物減算情報程度しか入居者情報を把握できないため。
- ・ 苦情や指導状況等を共有できたらよい。
- ・ 点検対象のケアプラン抽出の参考とするために、高齢者向け住まいに対する苦情があった場合には、市町村に情報提供をしていただきたい。
- ・ 県内他市町村で実施したケアプラン点検でどのような指摘・指導を行ったか知りたい。また、過去に指導につながったケース等があれば知りたい。
- ・ 高齢者向け住まいについて、契約内容等が具体的に整理されたリストを提供してほしい。
- ・ 管内では高齢者向け住まいの指定権者が都道府県となっているため、指定の情報等を情報提供いただきたいことと、点検する際は都道府県と一緒に進めていくことを希望する。
- ・ 県の担当者と課題など、情報共有と連携できる体制整備。
- ・ 有料老人ホーム指定権者ではないので、人員基準や運営基準上での問題点の判断が踏み込みにくい。迷うケース(グレーゾーン)や明らかに違反の場合には連携をとれる体制をとりたい。
- ・ 高齢者向け住まいを担当している居宅介護支援事業所が他市事業所である場合、実地指導などの対応ができないので当該被保険者のケアプラン点検や指導しかできないので効率が悪い。他市との連携が図れるような仕組みを作成してほしい。

【市町村向け研修、ケアプラン点検アドバイザー派遣等の実施・拡充】

- ・ 高齢者向け住まいのケアプラン点検について相談できる担当者がいない。事例も少なく、現場は手探りで実施している状態で負担感も強い。高齢者向け住まいのケアプラン点検に特化した研修をしてほしい。
- ・ ケアプランの点検方法についての研修会は定期的実施してもらえると、担当が変わってから一から知識をつける必要があるため、ありがたい。
- ・ ケアプラン点検アドバイザーの拡充(財源の増額等)。
- ・ 介護給付適正化システムの帳票の読み取りの工夫点など研修があるとより活用しやすくなるのではないかと思う。
- ・ 事例の共有。
- ・ 点検を行うことができる専門的知識を持った者の派遣や委託。

【マニュアル等による実施内容の標準化】

- ・ 県にチェックリスト、マニュアル等を作成してもらい、県内で均一の指導等ができる体制をとりたい。
- ・ 具体的な指導方法や、マニュアルの作成。もともと、居宅介護支援事業所の指定、指導権限を持

っていた機関及び有料、サ高住の指導を行う機関として主体的な取組を求めたい。

【都道府県による指導等】

- ・ 県指定のサービス事業所あるいは、その母体の高齢者住宅が主導してサービス利用の誘導を行っている場合、その母体への適切な指導を行ってほしい。
- ・ ケアプラン点検において不適切なサービス提供が確認された訪問介護事業所について、都道府県に報告した時になるべく早く実地指導等の対応をお願いしたい。
- ・ 住宅型有料老人ホームの届出の際に、適切なケアプランに基づいたサービス提供を行う指導してほしい。

【その他】

- ・ 対象者選定における自治体間の調整。
- ・ 地域ケア会議と一緒に参加してほしい。
- ・ 直接、居宅介護支援事業所や高齢者向け住宅の職員に向けた考え方の研修等を実施してほしい。
- ・ 有料老人ホーム経営者に対する介護サービスの適正な利用についての指導・研修を実施してほしい。

● ケアプラン点検実施上の課題

高齢者向け住まいに特化したケアプラン点検に特有の難しさとしては、どのようなことがありますか。当てはまるものを全てお選びください。(n=159、複数選択)

「居宅介護支援事業所にフィードバック等を行っても、改善すべき課題のネックが住まい運営事業所との関係でもあるなどの理由から改善が進まない」が 94 件 (59.1%)、「高齢者向け住まいのケアマネジメントについて理解が深い職員が不足している(点検対象のケアプラン数・事業所数に対して職員の数が少ない)」が 68 件 (42.8%)、「ケアプランの記載のみでフィードバック等の要否(適切性)を判断することが難しい」が 66 件 (41.5%)であった。

図表 30 ケアプラン点検実施上の課題

No.	カテゴリ名	n	%
1	ケアプランを抽出するための適切な要件設定の判断が難しい	54	34.0%
2	他市町村の住民である利用者のケアプランの点検を行う場合、居住地の市町村と情報連携を行うことに困難・労力がかかる	11	6.9%
3	高齢者向け住まいのケアマネジメントについて理解が深い職員が不足している(点検対象のケアプラン数・事業所数に対して職員の数が少ない)	68	42.8%
4	ケアプランの記載のみでフィードバック等の要否(適切性)を判断することが難しい	66	41.5%
5	居宅介護支援事業所にフィードバック等を行っても、改善すべき課題のネックが住まい運営事業所との関係でもあるなどの理由から改善が進まない	94	59.1%
6	居宅介護支援事業所にフィードバック等を行っても、その結果ケアプランが変更されたかどうかをフォローできない	44	27.7%
7	その他	17	10.7%

<その他の課題>

- ・ ケアプラン対象として抽出するための情報がないため、情報を円滑にやり取りできる制度及び方法が必要である。
- ・ ケアプラン点検の対象とするケアプランの抽出に必要な情報がなく、調査の対象を選定することが困難である。また、ケアプラン、アセスメント、担当者会議要旨、支援経過等ケアプラン点検に必要な資料を取り寄せる手間がかかる。ケアプランの抽出が自動で行え、ケアプラン点検に使用するすべての資料がオンラインで請求できれば実施可能である。
- ・ 適正化の考え方の相違などで連携が難しいと懸念している。
- ・ 当該利用者の氏名や被保険者番号などの情報が把握できないため国保連合会の帳票から分かるとうい。

● ケアプラン点検の場、組織、方法

高齢者向け住まいのケアプラン点検の場、組織、方法について教えてください。(n=159、1つ選択)

「市町村担当部署内で点検・検証を行っている」が 125 件(78.6%)、「その他」が 27 件(17.0%)、「地域ケア会議を活用して点検・検証を行っている」が 25 件(15.7%)であった。

図表 31 ケアプラン点検の場、組織、方法

No.	カテゴリ名	n	%
1	市町村担当部署内で点検・検証を行っている	125	78.6%
2	地域ケア会議を活用して点検・検証を行っている	25	15.7%
3	その他	27	17.0%

● 高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する取組内容

高齢者向け住まいのケアプラン点検以外に、高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する取組内容がありますか。当てはまるものを全てお選びください。(n=159、複数選択)

「特段の取組みは行っていない」が 103 件(64.8%)、「居宅介護支援事業所への啓発」が 32 件(20.1%)、「現場ケアマネジャー向けの研修会」が 20 件(12.6%)であった。

図表 32 高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する取組内容

No.	カテゴリ名	n	%
1	現場ケアマネジャー向けの研修会	20	12.6%
2	居宅介護支援事業所への啓発	32	20.1%
3	高齢者向け住まい運営事業所への啓発	9	5.7%
4	ケアプラン点検を活用し判明した、ケアプランにおける不適切な記載の傾向等の分析	13	8.2%
5	その他	7	4.4%
6	特段の取組みは行っていない	103	64.8%

● ケアプラン点検推進のために求める支援

高齢者向け住まいのケアプラン点検を効果的に進めるために求める支援はありますか。当てはまるものを全てお選びください。(n=159、複数選択)

「国や都道府県による研修会・勉強会の実施」が 108 件(67.9%)、「市町村の具体的な取組事例(好事例)の共有」が 97 件(61.0%)、「その他」が 16 件(10.1%)であった。

図表 33 ケアプラン点検推進のために求める支援

No.	カテゴリ名	n	%
1	国や都道府県による研修会・勉強会の実施	108	67.9%
2	市町村の具体的な取組事例（好事例）の共有	97	61.0%
3	その他	16	10.1%

(3) 法定外研修への位置付け希望等

● 適切な高齢者向け住まいのケアマネジメントの普及に向けた効果的な施策

適切な高齢者向け住まいのケアマネジメントを普及するためには、どのような対応が効果的と思われますか。(n=662、それぞれ1つ選択)

「ケアマネジャー向けの研修会・勉強会」が有効である割合(「大変有効である」と「まあ有効である」の合計)が 617 件(93.2%)、「ケアプラン点検の実施・指導」が 599 件(90.5%)、「住まい運営事業者(経営者)向けのセミナー等」が 553 件(83.5%)であった。

図表 34 適切な高齢者向け住まいのケアマネジメントの普及に向けた効果的な施策

	n	大変有効である	まあ有効である	あまり有効でない	全く有効でない	無回答	「大変有効である」+「まあ有効である」の割合
1 ケアプラン点検の実施・指導	662	27.0%	63.4%	8.0%	0.9%	0.6%	90.5%
2 ケアマネジャー向けの研修会・勉強会	662	34.1%	59.1%	6.0%	0.3%	0.5%	93.2%
3 住まい運営事業者(経営者)向けのセミナー等	662	27.6%	55.9%	15.1%	0.9%	0.5%	83.5%
4 住民(利用者・家族など)向けのセミナー等	662	10.9%	55.0%	30.5%	3.0%	0.6%	65.9%
5 ソーシャルワーカー向けのセミナー等	662	10.6%	64.7%	23.0%	1.4%	0.5%	75.2%
6 紹介事業者へのセミナー等	662	9.4%	58.0%	28.7%	3.0%	0.9%	67.4%

● 既存の法定外研修等の活用の可能性

「高齢者向け住まいの適切なケアマネジメント」に特化した研修を法定外研修に位置付けるとした際に、貴自治体において当該研修を追加できる既存の研修はありますか。具体的にはどのような研修ですか。(n=662、複数選択)

「法定外研修として位置付けられそうな既存の研修はない」が 476 件(71.9%)、「一般的なケアマネジメントに関する研修」が 153 件(23.1%)、「その他」が 24 件(3.6%)であった。

図表 35 既存の法定外研修等の活用の可能性

No.	カテゴリ名	n	%
1	一般的なケアマネジメントに関する研修	153	23.1%
2	高齢者向け住まいのケアマネジメントに特化研修	4	0.6%
3	その他	24	3.6%
4	法定外研修として位置付けられそうな既存の研修はない	476	71.9%

● 法定外研修等の企画・運営への関わり

前問に関連し、貴自治体での法定外研修はどの程度自治体主導で企画・運営していますか。以下の中から最も近いものを選んでください。(n=662、複数選択)

「法定外研修を実施していない」が 387 件(58.5%)、「企画から運営まで自治体において実施している研修が多い」が 132 件(19.9%)、「企画から運営まで職能団体等に委託して実施している研修が多い」が 48 件(7.3%)であった。

図表 36 法定外研修等の企画・運営への関わり

No.	カテゴリ名	n	%
1	企画から運営まで自治体において実施している研修が多い	132	19.9%
2	企画は自治体で実施し、運用は職能団体等に委託して実施している研修が多い	43	6.5%
3	企画から運営まで職能団体等に委託して実施している研修が多い	48	7.3%
4	研修により企画・運営の主体は様々である	43	6.5%
5	法定外研修を実施していない	387	58.5%
6	無回答	9	1.4%

● 法定外研修への位置付けにあたっての課題

法定外研修への位置付けにあたって、課題と感じられることがあれば教えてください。(自由記述)

【研修実施・受講体制の確保】

- ・ 「高齢者向け住まいの適切なケアマネジメント」に特化した講演ができる講師を探すのが難しい。
- ・ 研修実施部署における専門知識を有する職員の不足。
- ・ 担当職員の不足、人事異動に伴う職員の資質(ノウハウ・スキル)や一貫性の確保が困難。
- ・ 企画・運営を行う人員の確保。
- ・ ケアマネジャーが多忙につき、日程調整がむずかしい。
- ・ ケアマネにとっての受講のしやすさの確保(オンラインやオンデマンド配信などの導入)と研修後の実務での反映に関する実効性の確保の両立。

【研修実施の評価、効果検証】

- ・ 「受講」すること自体が目的になってしまう可能性があり、また「研修内容」がどうプランに生かされるかの検証が困難。
- ・ 法定外研修のため、参加が任意であり、研修に参加した事業所と不参加となった事業所とで質に差が出ると考えられる。
- ・ 研修を実施しても、実際のケアプランに生かせていない。また、高齢者向け住まい主導型のプランから対象者個別に目を向けたプランになりにくい。

【制度改正等との連動の必要性】

- ・ 明確な運営基準や減算等が設定されない限り、実効性のある研修は困難であるように感じる。
- ・ 有料ホーム、サ高住等に居住するケアマネジメントの研修を受講しても、入居施設併設の通所等事業所の取り扱いが変わらなければ効果は薄いと考える。
- ・ ケアプランに関する外部の研修に参加しているが、回数が少なく、参加費も高額である。人員も削減される中、研修を受ける時間も負担になりかねない状況のため、例えば「1表について」「支援経過の書き方」など内容ごとに分けられた短い研修をいつでもオンラインにて気軽に視聴でき、また研修担当者へ質問できる体制ができるとありがたい。また、高齢者向け住まいのケアプランは今までに行ったケアプラン点検での考え方では「サービスの必要性」という点で判断が難しい面もあり、研修への位置付け以前にもう少し点検を行うにあたっての詳しい指針が欲しい。
- ・ 介護支援専門員が公的機関の職員でなく、民間事業者(住まい運営事業者など)から雇用されている限り、この問題は解決しない。介護保険制度の改正により、サービスの支給額や回数の制限が必要。

【感染症対策等の状況を踏まえた研修実施方針の検討】

- ・ コロナ禍のため高齢者向け住まいの側が外部のケアマネジャーの施設内立ち入りを制限しているため、ケアマネジャーが利用者と直接面談しケアマネジメントすることができない。そのため住まいへの入居者の担当ケアマネジャーは同一法人の居宅介護支援事業所へ依頼することが多い。法定外研修に位置付けても対象となるケアマネジャーが限定的となる可能性がある。
- ・ 有料老人ホームにはコロナ禍で施設内に入れず詳細なモニタリングやアセスメントを行えない状況で、サービス提供事業所から介護支援専門員へサービス量増加の依頼があることも多く、介護支援専門員に負担がかかっていることもあるため配慮が必要な部分もあること。

【高齢者向け住まい事業者に向けた啓発等の必要性】

- ・ 居宅介護支援事業所向けにのみ高齢者向け住まいに関する研修を実施しても、住まい運営事業者への同時研修が必要と考える。
- ・ 高齢者向け住まいのケアプラン適正化については、現場の居宅介護支援員への研修は当然だが、利益優先のケアプラン作成を求める経営層等の意識改革が重要と考える。

【都道府県等との連携の必要性】

- ・ 小規模な自治体は独自での実施が難しい。圏域での実施が必要。
- ・ 対象施設、対象ケアマネが限定され、数も多くないため、市町村レベルでは困難と考える。都道府県による実施をお願いしたい。
- ・ 点検にあたり居宅介護支援のみでなく、居住先である有料老人ホーム等の基準についても確認が必要となることが想定されるため、市町村のみではなく、県との共同等の何かしらの連携が無いと対応が難しい。

【指針・基準等の明確化】

- ・ 高齢者向け住まいのケアプラン作成は、一部の事業所であると思われるため(全てのケアマネが行っていない状況あり)、参加する事業所やケアマネが少ない想定では実施が難しいとも思われる。
- ・ 法定外研修について、内容、対象となる項目、開催時に必要な時間数等(1時間以上など)について、明確な基準を示していただけると、開催しやすい。
- ・ 法定研修と法定外研修の体系的なつながりがなく、包括や職能団体の研修内容についても指針がないことが課題。
- ・ 高齢者住まいの介護支援専門員が研修に参加しないのではないかと。法定外研修は、任意であり主任介護支援専門員の更新に必要なので、全介護支援専門員に受講ができる法定内研修のように必須研修が望ましい。
- ・ 高齢者住まいにかかわっているケアマネジャーのみ対象になってしまうため、企画しにくい。在宅ケアマネジャーのプランにも生かせるような内容がよい。

【その他】

- ・ 研修を開催しても指定権のない居宅介護支援事業所に対して参加を呼び掛ける効果的な方法がない。
- ・ 法定外であることで、参加率は厳しくなるのではないかと思われる。特に、サ高住・有料等の事業者は問題意識が低い。特に同じ法人で特別養護老人ホームもある場合、地域密着型特養であっても、市外・県外の利用者を、積極的にサ高住等の住まいに受け入れ、そのまま特養に入居となるため、課題・問題があっても、外部に伝わることはなく、逆に外部の情報も受け入れが悪いのではないかと思われる。
- ・ 高齢者向け住まいのケアプラン点検は、ケアマネジャーに対する研修よりも、経営者・施設側のケアプラン作成に関する方針の影響が多いと思われるが、研修で学んだ事を生かせる職場環境であるか不明。
- ・ 高齢者向け住まいに係るケアマネジメントについては、いわゆる「囲い込み」で、法人上層部の指示で限度額いっぱいサービスを位置付けることが多いため、ケアマネに研修をしてもプランの根本的な改善は難しいと思う。そもそも問題の本質は、「適切なケアプランをたてられない」又は「適切なケアプランをたてなくても報酬が受けられる」ケアマネが存在していることで、ケアマネ資格取得の際にハードルを上げていただきたい。適正化の名のもとに「ケアマネジメントの質の確保」を、区市町村に任せるとはやめてほしい。また、当市でもサービス付き高齢者住宅等のケアマネは、ほとんどが同じ法人の県外のケアマネを使っているので実態も分からず指導すら難しいのが現実である。

4. 自治体における取組事例

4.1 概要

第3章に示したように、高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検が開始されたところであるが、既に高齢者向け住まいにおけるケアプラン作成に関する課題感を有し、独自の施策を実施している自治体も存在する。本章では、こうした高齢者向け住まいにおけるケアプラン作成に関する先進的な取組や、取組を通じて得られた課題感等を示す。

4.2 具体的な取組事例

① A市

(ア) 取組の背景

同市では、高齢者数や要介護認定者数の伸び率よりも高い伸び率で介護給付費（訪問看護・訪問介護）やサービス付き高齢者向け住宅戸数が増加。これに伴い不適切と考えられる運営を行う住まいの実態が徐々に明らかとなったため、数年前からケアプラン点検の枠組みにより、状況把握や改善に向けてさまざまな取組を開始した。

(イ) 取組の概要

令和元年度には、高齢者向け住まいに併設され、かつ区分支給限度基準額利用率の高い利用者を抱える10件の居宅介護支援事業所を訪問し、担当のケアマネジャーと面談しつつケアプランの点検を実施。また令和2年度には、7件の事業所のプランを点検した。結果、ニーズ・目標設定が曖昧なプラン、また各サービスの必要性が不明確であるプランが散見され、さらに事業所全体で見ると、それぞれの入居者につき同じサービスが同じ形で提供されている、いわゆる「画一的」なプランが多いという実態も明らかになった。一方で、事業所によっては上記のような形でプランが作成されていないケースもあり、高齢者向け住まいに併設されているということをもって、必ずしも不適切であるとはいえないという示唆も得た。

令和3年度からは、過去2年間の取組が担当ケアマネジャーに対する個別の助言に留まっていたことも踏まえ、同市全体での効果を求める観点から、地域の介護支援専門員協会や地域包括支援センターとも連携しつつ、全ての居宅介護支援事業所を対象として点検を実施。その際には、過去の点検で得られた結果等を踏まえて作成した同市独自の「ケアプラン自己点検シート」も事業者へ送付し、修正前と後の新旧1ずつのプラン提出を事業者へ依頼した。また点検の効率性も考慮し、①短期目標の「曖昧」な表現（『定期的に』『安心して』『安全に』等）の数、②ニーズ・長期目標・短期目標の項目数、③記載内容の複写の有無といった重要なポイントに絞って、面談ではなく書類点検の形で点検を行った。結果として、長期目標に対して短期目標の項目が多く設定されているプランでは、少なく設定されているプ

ランよりも「曖昧な表現」が少なく、また記載内容の旧プランからの転写も少ない(個別性が十分考慮されている)といった傾向や実態が明らかになった。

こうした結果も踏まえ、令和3年度末には市内の全てのケアマネジャーを対象とした研修を実施。点検結果のフィードバックと共に、高齢者向け住まいにおけるケアプラン作成の考え方の共有を図った。研修を受けたケアマネジャーからは、アセスメント・モニタリングの重要性に関する内容を中心に、大きな反響を得た。

(ウ) 今後の課題・展望等

令和4年度は、引き続き同内容のケアプラン点検を実施している。特に昨年度と比較して、「曖昧な表現」は減少しており、全体に向けて発信をすることで、ケアマネジャーの意識が変わることも認識した。一方で、未だニーズや長期・短期目標とサービス内容の関連性が不明確な内容も多く存在している。今後は、引き続きこうした点検は実施しつつ、加えて地域の介護支援専門員協会や地域包括支援センターとモデル的なプランの作成も検討することとしている。

② B市

(ア) 取組の背景

平成29年度に実施した「高齢者住まい等におけるケアプラン点検推進等事業支援実施業務」事業報告より、①区分支給限度基準額利用率の「90%以上100%以下」の割合が顕著に高い、②平均区分支給限度基準額利用率は全ての要介護度で高い、③訪問介護・訪問看護・福祉用具貸与・居宅療養管理指導の利用割合が顕著に高い等の状況があり、高齢者向け住まいにおけるケアプラン作成のあり方については、従前より問題意識があった。関係部署からの高齢者向け住まいの入居者に関する情報提供等もあり、令和3年10月の事務連絡に係る全国的なケアプラン点検に先駆けて、令和2年度から特定の高齢者住まいの入居者をピックアップする形で、高齢者住まいのケアプラン点検を開始した。

(イ) 取組の概要

同市内の高齢者向け住まいの事業所数は少なくないが、市としてケアマネジャーの資質向上を目的として、ケアプラン点検実務は委託ではなく職員が実施することとしている。

令和3年度からの全国一律のケアプラン点検では居宅介護支援事業所を特定の要件により抽出した上で実施することとされているが、同市では令和2年度、高齢者向け住まいの利用者の居住地により対象を抽出し、認定調査の結果とアセスメントの状況に違いはないか、利用者に合わせて支援が適切に行われているのか等給付適正化の視点に特化したケアプラン点検を実施した。令和2年度の取組では、高齢者向け住まいへ住所を移していない方も多く、住所による対象者の抽出が困難である中で、特定できた入居者が利用するサービス事業所から紐づけて認定調査の場所を確認する等組み合わせることで対象を特定し

たため、対象抽出に時間を要した。またアセスメントの情報だけでは状況が把握できなかったことから、独自のチェックシートを作成し、担当ケアマネジャーからの聞き取りも行った。

令和3年度は、こうした経験も踏まえ、事業所毎の抽出は新しいケアプラン点検の枠組みに沿って対応を進めることとし、事業者からの提出を求める書類は、ケアプランに加えてアセスメントではなくADL状況等が分かる独自シート、サービス担当者会議の要点整理資料、サービス計画書等とした。また、通常のケアプラン点検では主に業務手順や内容等について確認しているが、高齢者向け住まいの利用者に関しては、『住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅におけるケアマネジメントの考え方～大丈夫？知らず知らずのうちに“不適切なケアマネジメント事例”を作り出していないか？～』（2022年3月 事務局・編集：(株)日本総合研究所)¹を活用し、①個別性の欠如の有無、②過剰なサービスの有無、③サービスの不足の有無といった視点で確認することとしている(実績確認した月にかかるケアプラン等の提出を求めているため、④事業所選択の権利侵害の懸念や⑤ケアマネジメントサイクルの問題については確認が困難な状況となっている)。また、事業者に対しては、書面の確認結果に加え、各種状況やサービスの必要性、ケアマネジャーとしての判断等に関する不明点を担当ケアマネジャーにも電話で確認した結果も併せて通知している。

こうした取組を進める中では、必要書類を充実させることでより正確な状況把握が可能になるという効果があることが明らかとなった。また、サービスの必要性等につき担当ケアマネジャーの説明が不十分で再検討を促すケースもあったが、一方で、電話確認によって担当ケアマネジャーが利用者の状況を十分に把握し調整を行っているケースもあり、実際には一概に不適切とは言えない事例もあることが確認された。書面による確認だけでは把握できない内容も、口頭による職員の確認によって明らかとなった。

(ウ) 今後の課題・展望等

現在は引き続き令和3年度からの新たなケアプラン点検の枠組みに沿って対応を進めているが、こうした取組の対象事業所数は限られてくるため、今後は対象サービスを訪問介護から通所介護に変えたり、サービス利用割合を変えたりしながら、対象を拡大していく方針としている。

③ C市

(ア) 取組の背景(経緯・きっかけ)

同市では、高齢者向け住まいにサービスを提供していた訪問介護事業所の実地指導・監査時に、不適切なサービス提供が多数見受けられたことをきっかけとして、平成27年度から高齢者向け住まいに関する事業者のケアプラン点検を開始した。このケアプラン点検を通じて、訪問介護サービスが過剰に提供されることにより、本人の自立支援が阻害されているのでは

¹ https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/column/opinion/detail/2021_theme63_02.pdf

ないか等、高齢者向け住まいのサービス提供のあり方についての問題意識が一層高まっている。特に令和2年度以降は、介護給付費のなかで訪問介護費が増加し、さらに、ケアマネジャーからの質問も多数届くようになってきている。

(イ) 取組の概要

同市においては、平成27年度から通常のケアプラン点検に加え、高齢者向け住まいを担当する訪問介護事業所を追加。市内にある高齢者向け住まいを担当している訪問介護事業所を抽出し点検を実施した。さらに令和2年度からは、高齢者向け住まいのケアプランを作成している居宅介護支援事業所も抽出。ケアプラン点検の際には居宅介護支援事業所と訪問介護事業所の双方の担当者に同席いただくこととし、改善策を説明した上で、改善したケアプランや訪問介護計画書の再提出を求め、改善が見られなければ再提出を依頼する、という形で進めている。

点検においては、「設定されているサービスが本当に必要なものかどうか」を特に重視し、「本人の自立支援につながっているか」、「画一的な内容になっていないか」、「サービス提供者自身が高齢者住まいの職員としてのサービス提供と、訪問介護事業所としてのサービス提供について理解し、区別できているか」、「実際に計画通りサービス提供されているか」等を確認。こうした取組を通じて、特定のサービスにつきケアマネジャーが不要だと考えても、高齢者向け住まいの法人や訪問介護事業所にサービスの必要性を強く訴えられ、サービスを位置付けせざるを得ないといった現状があることが明らかとなった。また、明らかに不適切な請求につき過誤返還を求めるケースも多数存在した。

このほか、同市は市内居宅介護支援事業所への情報提供として定期便を発行し、市内居宅介護支援事業所へ啓発的なメッセージを発信している。その中で、高齢者向け住まいに向けてメッセージを発信した場合は、市内の訪問介護事業所にも送付をしている。こうした形での情報発信を継続し、「知らない」「聞いていなかった」は通用しないといった状況を作り出すことは行政としてのスタンスを示す意味でも有効であるとしている。

(ウ) 今後の課題・展望等

令和4年度も引き続き高齢者向け住まいのケアプラン点検を実施しているが、これまでの取組の効果もあり、書類上では不適切なサービスと疑われるケースは減少傾向にある。一方で、現時点では訪問介護事業所への直接の訪問ができておらず、確認範囲に限界があることから、引き続き対応策を検討する方針としている。

5. 本調査研究のまとめ

5.1 今後の課題の整理

■ より多くの現場ケアマネジャーへの啓発活動の必要性

本調査研究におけるワークショップは、今後のさらなる展開に向けた検討の一助とするため試行的に実施したものであり、対象者数や回数、開催地域は限定していた。前述の通り、現場のケアマネジャーは、本事業の論点として掲げている「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成」において特に重要な役割を担うプレーヤーでもあり、またさまざまな関係者との関係性の観点等からも日常のケアマネジメントの場面で難しい対応が求められていると想定されることから、ケアマネジャーに対しては継続的にこうした理解を促す仕組みが必要である。今後はこうした取組を全国的に、継続的に実施することが求められる。

■ 属性を問わない、全ての関係者への啓発

本調査研究では、自治体職員・住まい運営事業者・現場ケアマネジャーに対してセミナー・ワークショップ等を通じて啓発を行った。昨年度の調査研究でも言及した通り、こうした対応は、「意図せずして」不適切なケアマネジメントを行っている事業者を中心に、全体の平均リテラシー向上に寄与することが期待できるが、一方で、意図的に、あるいはその他の事情で、やむを得ず不適切な対応を行っている事業者・ケアマネジャーに対しては、十分な効果を発揮するとは言い難い。こうした者にも改善を促すことができるよう、今後はさらなる対応を検討する余地がある。

■ 自治体における対応の困難性および明らかにされていない実態の存在

高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検の実施状況に関するアンケートを通じて、自治体においては点検やその後の対応につきさまざまな難しさ・点検そのものの負担、点検実施後の改善の促進、その後のフォロー、市町村間（市町村・都道府県間）連携等一があることが明らかになった。一方で、第4章において示した例のように、こうした困難性を抱えつつもさまざまな取組を工夫して実施する自治体も確認されている。多くの自治体ではリソースや選択肢が少ない中で対応策の検討に努めており、自治体向けセミナーのアンケート等も踏まえると、他自治体の取組を広く共有することは極めて有効な施策であると考えられる。

また、今般のケアプラン点検の実施状況に関するアンケートや事例収集のためのヒアリングでは、地域によっては特に悪質と思われる事業者の存在も明らかになった。これまでの調査研究においては、「不適切」と疑われる可能性があるケアマネジメントにつき、その問題点や解決のための手段を体系的に整理してきたが、前述の通り意図的に不適切な対応を行っている事業者に対する啓発には限界があると考えられる。こうした事業者の運営手法もさまざまであることが推察されることから、まずは今一度全国の個別事例を可能な限り把握し、広く共有していく必要があると考えられる。

5.2 課題を踏まえた今後の取組

■ 現場ケアマネジャー等への一層の普及・啓発活動

本年度は現場ケアマネジャーを対象としたワークショップを開催したが、前述の通り試行的な取組であったこともあり、今後は、内容面に加えて運営面も含めさらに改善しつつ、幅広く展開していくことが重要である。その際、こうした取組の継続性及び実効性を担保するための仕組みも検討していくことが求められる。

また、これまでの調査研究でも整理してきたように、高齢者向け住まいのケアプラン作成をめぐる課題の解決に当たっては、住まい運営事業者がケアマネジメントにおける自らの役割等を理解することが極めて重要となる。引き続き、さまざまな形で住まい運営事業者に対しても、あるべき考え方等の普及・啓発に関する取組を進めていくべきである。なお、前述の課題を踏まえると、意図的に、あるいはその他の事情でやむを得ず不適切な対応を行っている事業者等の意識をいかに変えていくか、といった論点については難しい検討が求められるが、この点は今後も継続した議論が必要である。

■ 高齢者向け住まいをめぐる課題・対応等の実態の把握

全国の自治体における取組状況については本年度のアンケートによって一定程度把握されたが、今後は明らかになった具体的な課題についてはその背景等をより詳細に分析・確認し、改善策の検討を進めていくこと、また好事例と考えられる取組については、他自治体が参考にできるよう、より実践的な形で整理していくべきと考えられる。

■ 各種啓発活動による改善状況の把握

本調査研究では、関係者に対する啓発に関して今年度までにさまざまな取組を進めてきたが、実際の効果が現場レベルで発現するまでには一定期間を要する。引き続き、それぞれの対象者について、どの程度の効果があったのかについては時宜を得て適切に把握していく必要がある。

参考資料 1 都道府県向けアンケート調査票

**老健事業「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究」
都道府県向けアンケート調査設問**

1. 市町村による高齢者向け住まいのケアプラン点検の動向を踏まえた対応状況等について、お伺いします。

問1 市町村による高齢者向け住まいのケアプラン点検にあたり、市町村に対してはどのような支援を行っていますか。

回答方法: 複数選択	
<input type="checkbox"/>	① 高齢者向け住まいの入居者情報・契約状況等に関する情報提供
<input type="checkbox"/>	② 指導時同行する等の実際の啓発・指導時における連携
<input type="checkbox"/>	③ その他(下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	④ 特に支援は行っていない

問2 市町村による高齢者向け住まいのケアプラン点検の結果を受けて、高齢者向け住まいに対し指導を行った実績はありますか。

ある場合、指導の背景となった問題点を教えてください。

回答方法: 1つ選択	
<input type="checkbox"/>	① 特に実績はない
<input type="checkbox"/>	② 実績がある(指導の背景となった問題点を下部に具体例をご記入ください)

問3 高齢者向け住まいのケアプラン点検以外に、高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する取組内容があれば教えてください。

回答方法: 複数選択	
<input type="checkbox"/>	① 高齢者向け住まい運営事業所向けの研修会
<input type="checkbox"/>	② 高齢者向け住まい運営事業所への運営上の留意点等に関する情報発信
<input type="checkbox"/>	③ その他(下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	④ 特段の取組みは行っていない

問4 高齢者向け住まいの運営を、ケアマネジメント等含め利用者目線でより良いものとしていくため、国に求める支援などがあれば教えてください。

(自由記述)

--

2. 法定外研修への位置づけ希望等について、お伺いします。

問5 適切な高齢者向け住まいのケアマネジメントを普及するためには、どのような対応が効果的と思われますか。

それぞれの対応につき、どの程度有効と考えるか教えてください。(それぞれ1つ選択)

	① 大変有効である	② まあ有効である	③ あまり有効でない	④ 全く有効でない
ケアプラン点検の実施・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ケアマネジャー向けの研修会・勉強会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住まい運営事業者(経営者)向けのセミナー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住民(利用者・家族など)向けのセミナー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ソーシャルワーカー向けのセミナー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
紹介事業者へのセミナー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問6 「高齢者向け住まいの適切なケアマネジメント」に特化した研修を法定外研修に位置付けるとした際に、

貴自治体において当該研修を追加できる既存の研修はありますか。具体的にはどのような研修ですか。

回答方法: 複数選択	
<input type="checkbox"/>	①一般的なケアマネジメントに関する研修
<input type="checkbox"/>	②高齢者向け住まいのケアマネジメントに特化した研修
<input type="checkbox"/>	③その他(下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	④法定外研修として位置付けられそうな既存の研修はない

問7 問6に関連し、貴自治体での法定外研修はどの程度自治体主導で企画・運営していますか。以下の中から最も近いものを選んでください。

回答方法: 1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①企画から運営まで自治体において実施している研修が多い
<input type="checkbox"/>	②企画は自治体で実施し、運用は職能団体等に委託して実施している研修が多い
<input type="checkbox"/>	③企画から運営まで職能団体等に委託して実施している研修が多い
<input type="checkbox"/>	④研修により企画・運営の主体は様々である(主体の具体例を下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	⑤法定外研修を実施していない

問8 法定外研修への位置づけにあたって、課題と感じられることがあれば教えてください。(自由記述)

--

以上

参考資料 2 市区町村向けアンケート調査票

老健事業「高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究」
市区町村向けアンケート調査設問

1. ケアプラン点検の実施状況等(3/18通知や国保連の適正化帳票の活用状況等)についてお伺いします。

問1 貴自治体の市町村名を教えてください。

(1) 所在都道府県

(2) 市町村名

問2 貴自治体の高齢化率(小数点第2位を四捨五入した数字)を教えてください。

回答方法: 1つ選択			
<input type="checkbox"/>	①~19.9%	<input type="checkbox"/>	④30.0%以上34.9%未満
<input type="checkbox"/>	②20.0%~24.9%	<input type="checkbox"/>	⑤35.0%以上39.9%
<input type="checkbox"/>	③25.0%~29.9%	<input type="checkbox"/>	⑥40.0%~

問3 貴自治体の高齢者数を教えてください。

回答方法: 1つ選択			
<input type="checkbox"/>	①~999人	<input type="checkbox"/>	④50,000~99,999人
<input type="checkbox"/>	②1,000~9,999人	<input type="checkbox"/>	⑤100,000人~
<input type="checkbox"/>	③10,000~49,999人		

問4 貴自治体の要介護・要支援認定率(小数点第2位を四捨五入した数字)を教えてください。

回答方法: 1つ選択			
<input type="checkbox"/>	①~4.9%	<input type="checkbox"/>	④15.0%~19.9%
<input type="checkbox"/>	②5.0%~9.9%	<input type="checkbox"/>	⑤20.0%~24.9%
<input type="checkbox"/>	③10.0%~14.9%	<input type="checkbox"/>	⑥25.0%~

問5 貴自治体の要介護認定者数を教えてください。

回答方法: 1つ選択			
<input type="checkbox"/>	①1,000人未満	<input type="checkbox"/>	④5,000人以上7,500人未満
<input type="checkbox"/>	②1,000人以上2,500人未満	<input type="checkbox"/>	⑤7,500人以上10,000人未満
<input type="checkbox"/>	③2,500人以上5,000人未満	<input type="checkbox"/>	⑥10,000人以上

令和3年9月22日付事務連絡における「高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検」に関してお聞きします。
なお、調査時点で把握できていない内容についてはご回答不要です。

問6 ケアプラン点検の対象となる管内のサービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホームの合計数を教えてください(令和4年4月1日時点)。

回答方法: 1つ選択			
<input type="checkbox"/>	①0	<input type="checkbox"/>	④51~100
<input type="checkbox"/>	②1~10	<input type="checkbox"/>	⑤101~300
<input type="checkbox"/>	③11~50	<input type="checkbox"/>	⑥301~

問7 高齢者向け住まい等対策のケアプラン点検は実施(着手)していますか。

回答方法: 1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①はい
<input type="checkbox"/>	②いいえ

以降の設問（問8-1から問25まで）については、問7で「1 はい」と回答した場合のみお答えください。

問8-1 居宅介護支援事業所の抽出にあたり設定した要件を教えてください。

回答方法: 1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①区分支給限度基準額の利用割合のみ(利用サービスは問わない)
<input type="checkbox"/>	②区分支給限度基準額の利用割合および利用サービス種類・その利用割合
<input type="checkbox"/>	③その他(下部にご記入ください)

問8-2 (問8-1で2を選択した場合に回答)居宅介護支援事業所の抽出にあたり設定した要件の詳細を教えてください。

(要件が複数ある場合は、主なものを代表して記載してください)

利用割合 区分支給限度基準額の利用割合が()割 かつ 利用サービス()割

(1)区分支給限度基準額 割(数字で回答)

(2)利用サービス 割(数字で回答)

(3)利用サービス種類

回答方法: 複数選択(サービスの組み合わせがある場合)			
<input type="checkbox"/>	①訪問介護	<input type="checkbox"/>	⑩特定施設入居者生活介護(短期利用に限る)
<input type="checkbox"/>	②訪問入浴介護	<input type="checkbox"/>	⑪定期巡回・随時対応サービス
<input type="checkbox"/>	③訪問看護	<input type="checkbox"/>	⑫夜間対応型訪問介護
<input type="checkbox"/>	④訪問リハビリテーション	<input type="checkbox"/>	⑬認知症対応型通所介護
<input type="checkbox"/>	⑤通所介護	<input type="checkbox"/>	⑭小規模多機能型居宅介護
<input type="checkbox"/>	⑥通所リハビリテーション	<input type="checkbox"/>	⑮認知症対応型共同生活介護(短期利用に限る)
<input type="checkbox"/>	⑦福祉用具貸与	<input type="checkbox"/>	⑯地域密着型特定施設入居者生活介護
<input type="checkbox"/>	⑧短期入所生活介護	<input type="checkbox"/>	⑰複合型サービス
<input type="checkbox"/>	⑨短期入所療養介護		

問8-3 居宅介護支援事業所の抽出にあたり国民健康保険団体連合会が運用する介護給付適正化システムの帳票を活用していますか。

回答方法: 1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①利用している
<input type="checkbox"/>	②利用していない(具体的な抽出方法を下部にご記入ください)

問9 問8の要件により抽出された事業所数(調査回答時までの累計)を教えてください。

回答方法: 1つ選択			
<input type="checkbox"/>	①1~5	<input type="checkbox"/>	⑤31~40
<input type="checkbox"/>	②6~10	<input type="checkbox"/>	⑥41~50
<input type="checkbox"/>	③11~20	<input type="checkbox"/>	⑦51~
<input type="checkbox"/>	④21~30		

問10 問8の要件により抽出されたケアプラン件数(調査回答時までの累計)を教えてください。

回答方法: 1つ選択			
<input type="checkbox"/>	①1~10	<input type="checkbox"/>	④51~100
<input type="checkbox"/>	②11~30	<input type="checkbox"/>	⑤101~200
<input type="checkbox"/>	③31~50	<input type="checkbox"/>	⑥201~

問11 抽出された事業所・ケアプランから、更に点検の対象として選定した際の基準について、当てはまるものを全てお選びください。

回答方法：複数選択	
<input type="checkbox"/>	①要介護度ごとに最も訪問介護サービスの利用割合が高いプラン
<input type="checkbox"/>	②訪問系サービスのみを利用しているプラン
<input type="checkbox"/>	③医療ニーズの高い方のプラン
<input type="checkbox"/>	④介護度等の状態が悪化したプラン
<input type="checkbox"/>	⑤介護度等の状態が改善したプラン
<input type="checkbox"/>	⑥経験1年未満の介護支援専門員が作成したプラン
<input type="checkbox"/>	⑦各居宅介護支援事業所からランダムに一定数抽出
<input type="checkbox"/>	⑧全てのケアプランからランダムに一定数抽出
<input type="checkbox"/>	⑨その他(下部にご記入ください)

(参考) R3.9.22事務連絡

<https://www.mhlw.go.jp/content/000835001.pdf>

ケアプラン点検支援マニュアル

<https://www.mhlw.go.jp/content/000824048.pdf>

問12 実際に点検を行ったケアプランの件数(調査回答時までの累計)を教えてください。

回答方法：1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①1～10
<input type="checkbox"/>	②11～30
<input type="checkbox"/>	③31～50
<input type="checkbox"/>	④51～

問13 点検の結果、改善すべきとしてフィードバックや実地指導を行ったケアプランはどのようなもの多かったとお考えですか。

当てはまるものを全てお選びください。

回答方法：複数選択	
<input type="checkbox"/>	①個性性の欠如：利用者個々の意向や課題が考慮されることなく、ケアプランが画一的なものとなっていると思われた
<input type="checkbox"/>	②過剰なサービス：利用者の意向や状態を考慮せず、アセスメントからは必要性が見出せない住まい事業者と同一法人によるサービスを、ケアプランに設定していると思われた
<input type="checkbox"/>	③サービスの不足：本人の希望するサービスや客観的に必要性の高いと考えられるサービスがケアプランに組み込まれていない、あるいは検討自体なされていないと思われた
<input type="checkbox"/>	④事業所選択の権利侵害の懸念：住まいと同一法人が提供するサービスの利用を、合理的な理由もなく、また利用者の意向も踏まえずに利用者に求めていると思われた
<input type="checkbox"/>	⑤ケアマネジメントサイクルの問題：ケアプランの見直しが法定のタイミング(認定更新時や区分変更時)以外では、ほとんど行われていないと思われた
<input type="checkbox"/>	⑥その他(下部にご記入ください)

問14 点検結果のフィードバックはどのように行いましたか。具体的な方法を教えてください。

回答方法：1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①抽出された事業者に対し、当該事業者が提出したケアプランについて全般的な傾向をお伝えした
<input type="checkbox"/>	②抽出された事業者に対し、当該事業者が提出したケアプランについて全般的な傾向をお伝えし、併せて特定のケアプランについて個別の点検結果をお伝えした
<input type="checkbox"/>	③抽出された事業者に対し、当該事業者が提出した全てのケアプランについて、個別に点検結果をお伝えした
<input type="checkbox"/>	④その他(下部にご記入ください)

問15 点検の結果、居宅介護支援事業所に対し指導を行うに至った件数(実際に行った実地指導の件数)を教えてください。

回答方法：1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①0
<input type="checkbox"/>	②1～5
<input type="checkbox"/>	③6～10
<input type="checkbox"/>	④11～

問16 点検の結果、居宅介護支援事業所を除く介護サービス提供事業所に対し指導を行うに至った件数（実際に行った実地指導の件数）を教えてください。

回答方法: 1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①0
<input type="checkbox"/>	②1～5
<input type="checkbox"/>	③6～10
<input type="checkbox"/>	④11～

問17 フィードバック・指導等の結果、当該ケアプランがどのように変化したか等のフォローはどのように行っていますか。

回答方法: 複数選択	
<input type="checkbox"/>	①ケアプランの変更等の対応について該当事業所に報告をお願いしている
<input type="checkbox"/>	②一定期間経過後に、ケアプランの変更があったかどうか等について該当事業所に確認している
<input type="checkbox"/>	③その他(下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	④特にフォローは行っていない

問18 問17に関連し、ケアプランが変更されたことによる変化(区分支給限度基準額の利用割合の変化、適正化額等)が把握されていれば、可能な範囲で教えてください。(自由記述)

--

問19 高齢者向け住まいのケアプラン点検にあたり、都道府県とはどのような連携を行っていますか。当てはまるものを全てお選びください。

回答方法: 複数選択	
<input type="checkbox"/>	①高齢者向け住まいの入居者情報・契約状況等に関する情報共有をしてもらっている
<input type="checkbox"/>	②高齢者向け住まいへの苦情や指導状況などを情報共有してもらっている
<input type="checkbox"/>	③指導時に助言・同行してもらう(または専門家派遣)等の実際の啓発・指導時における連携をしている
<input type="checkbox"/>	④都道府県におけるケアプラン点検に特化した研修会に参加している
<input type="checkbox"/>	⑤都道府県が作成したチェックリスト、マニュアル等を活用している
<input type="checkbox"/>	⑥その他(下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	⑦特に連携は行っていない

問20 問19に関連し、ケアプラン点検を適切に進めるに当たって、都道府県に対して要望する支援等がありますか。

(自由記述)

--

問21 高齢者向け住まいに特化したケアプラン点検に特有の難しさとしては、どのようなことがありますか。当てはまるものを全てお選びください。

回答方法: 複数選択	
<input type="checkbox"/>	①ケアプランを抽出するための適切な要件設定の判断が難しい
<input type="checkbox"/>	②他市町村の住民である利用者のケアプランの点検を行う場合、居住地の市町村と情報連携を行うことに困難・労力がかかる
<input type="checkbox"/>	③高齢者向け住まいのケアマネジメントについて理解が深い職員が不足している(点検対象のケアプラン数・事業所数に対して職員の数が少ない)
<input type="checkbox"/>	④ケアプランの記載のみでフィードバック等の要否(適切性)を判断することが難しい
<input type="checkbox"/>	⑤居宅介護支援事業所にフィードバック等を行っても、改善すべき課題のネックが住まい運営事業所との関係でもあるなどの理由から改善が進まない
<input type="checkbox"/>	⑥居宅介護支援事業所にフィードバック等を行っても、その結果ケアプランが変更されたかどうかをフォローできない
<input type="checkbox"/>	⑦その他(下部にご記入ください)

問22 (問21で2を選択した場合に回答)具体的にどのような点が難しいですか。また、市町村間連携のために必要なこと等があれば教えてください。

(自由記述)

--

問23 高齢者向け住まいのケアプラン点検の場、組織、方法について教えてください。

回答方法:複数選択	
<input type="checkbox"/>	①市町村担当部署内で点検・検証を行っている
<input type="checkbox"/>	②地域ケア会議を活用して点検・検証を行っている
<input type="checkbox"/>	③その他(下部にご記入ください)

問24 高齢者向け住まいのケアプラン点検以外に、高齢者向け住まいのケアマネジメントに関する取組内容がありますか。当てはまるものを全てお選びください。

回答方法:複数選択	
<input type="checkbox"/>	①現場ケアマネジャー向けの研修会
<input type="checkbox"/>	②居宅介護支援事業所への啓発
<input type="checkbox"/>	③高齢者向け住まい運営事業所への啓発
<input type="checkbox"/>	④ケアプラン点検を活用し判明した、ケアプランにおける不適切な記載の傾向等の分析
<input type="checkbox"/>	⑤その他(下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	⑥特段の取組みは行っていない

問25 高齢者向け住まいのケアプラン点検を効果的に進めるために求める支援はありますか。当てはまるものを全てお選びください。

回答方法:複数選択	
<input type="checkbox"/>	①国や都道府県による研修会・勉強会の実施
<input type="checkbox"/>	②市町村の具体的な取組事例(好事例)の共有
<input type="checkbox"/>	③その他(下部にご記入ください)

2. 法定外研修への位置づけ希望

問26 適切な高齢者向け住まいのケアマネジメントを普及するためには、どのような対応が効果的と思われますか。

それぞれの対応につき、どの程度有効と考えるか教えてください。(それぞれ1つ選択)

	① 大変有効である	② まあ有効である	③ あまり有効でない	④ 全く有効でない
ケアプラン点検の実施・指導	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ケアマネジャー向けの研修会・勉強会	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住まい運営事業者(経営者)向けのセミナー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
住民(利用者・家族など)向けのセミナー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
ソーシャルワーカー向けのセミナー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
紹介事業者へのセミナー等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問27 「高齢者向け住まいの適切なケアマネジメント」に特化した研修を法定外研修に位置付けるとした際に、

貴自治体において当該研修を追加できる既存の研修はありますか。具体的にはどのような研修ですか

回答方法:複数選択	
<input type="checkbox"/>	①一般的なケアマネジメントに関する研修
<input type="checkbox"/>	②高齢者向け住まいのケアマネジメントに特化研修
<input type="checkbox"/>	③その他(下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	④法定外研修として位置付けられそうな既存の研修はない

問28 問27に関連し、貴自治体での法定外研修はどの程度自治体主導で企画・運営していますか。以下の中から最も近いものを選んでください。

回答方法:1つ選択	
<input type="checkbox"/>	①企画から運営まで自治体において実施している研修が多い
<input type="checkbox"/>	②企画は自治体で実施し、運用は職能団体等に委託して実施している研修が多い
<input type="checkbox"/>	③企画から運営まで職能団体等に委託して実施している研修が多い
<input type="checkbox"/>	④研修により企画・運営の主体は様々である(主体の具体例を、下部にご記入ください)
<input type="checkbox"/>	⑤法定外研修を実施していない

問29 法定外研修への位置づけにあたって、課題と感じられることがあれば教えてください。(自由記述)

--

以下

※本調査研究は、令和4年度厚生労働省老人保健健康増進等事業として実施したものです。

令和4年度老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業
高齢者向け住まい等における適切なケアプラン作成に向けた調査研究

令和5年3月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング
TEL: 03-6833-5201 FAX:03-6833-9480